

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 承認第6号 功労者等の承認について
- 8 議案第62号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第63号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第64号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第65号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 17 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（認定第2号～認定第9号についての監査委員の審査報告）

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 6 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 7 承認第6号 功労者等の承認について
- 8 議案第62号 平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 9 議案第63号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第64号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 11 議案第65号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第67号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第68号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第69号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 23 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 24 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（認定第2号～認定第9号についての監査委員の審査報告）

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
9 番	横 田 六 郎	10 番	井 川 弘 美
11 番	花 畑 奈知子	12 番	佐 野 芳 彦
13 番	首 藤 亨	14 番	村 田 興 亞
15 番	橘 幸 孝	16 番	桜 井 公 晴
17 番	北 川 嘉 明	18 番	熊 谷 直 行

会議に欠席した議員

8 番 寺 本 明 男

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	蛭 井 のり子	書 記	藤 井 仁 美

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	丸 尾 満
経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一	教 育 次 長	塚 原 二 良
財 政 課 長	香 田 大 然	監 査 委 員	改 發 一 郎

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

日中はまだまだ暑い日もありますが、ようやく朝夕秋らしくなってきました。議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成18年第4回太子町議会定例会（第404回町議会）が開会できますことは、

町政伸展のためまことにご同慶にたえませ
ん。

さて、今期定例会は、平成17年度一般会
計、特別会計、公営企業会計の決算認定を始
め、条例の制定、補正予算など多数の重要案
件を長期間にわたりご審議いただくことにな
っております。

さらに、会期中には平成17年度決算審議の
ための一般会計決算委員会の設置も予定され
ているところであります。

何とぞ議員各位におかれましては格別のご
精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な
結論が得られますようお願い申し上げまし
て、まことに簡単措辞ではございますが、開
会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 皆さんおはようござい  
ます。平成18年第4回太子町議会定例会（第  
404回町議会）が開会されるに当たりまし  
て、一言ごあいさつを申し上げます。

猛烈な暑さもようやく和らぎ、諸所に秋ら  
しさを感じるころとなりましたが、議員各位  
におかれましては何かとご多忙のところをご  
健勝にて本会議にご出席いただきましたこと  
に厚くお礼を申し上げます。

平素は町行政各般の伸展にご理解、ご協力  
を賜っておりますこと、まことにご同慶にた  
えない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、提出さ  
せていただいております人事を始め、表彰、  
予算、条例並びに各会計の決算などの重要案  
件の審議をお願い申し上げるものでありま  
す。

提出いたしました各案件の内容につきまし  
ては、後ほど説明させていただきたいと存じ  
ますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案  
のとおり議決いただきますようお願い申し上げ  
まして、まことに簡単ではございますが、  
定例町議会の開会に当たりましてのあいさつ  
とさせていただきます。よろしくお願いしま

す。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は
16名です。定足数に達していますので、ただ
いまから平成18年第4回太子町議会定例会
（第404回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたと
おりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規  
定によって、1番上山隆弘議員、2番服部千  
秋議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期の決定
の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日まで
の25日間にしたいと思います。ご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月25日までの
25日間に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告  
を行います。

まず、平成18年第3回定例会において議決  
され、その取り扱いを議長に一任されてお  
りました「地方分権の推進を求める意見書につ  
いて」は、議決後直ちに関係方面に提出し、  
その善処方を要望しておきましたので、ご了  
承願います。

次に、本日町長から議案20件が提出されま  
した。したがって、議案はその件名一覧表を

つけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成17年度5月分、平成18年度5月分及び平成18年度6月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。このうち、改發一郎監査委員には本日と定例会3日目、4日目の会議のみ出席要求いたしておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（熊谷直行） 日程第4、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告です。

各常任委員会の委員長から会議規則第77条の規定に基づき、総務常任委員会が7月13日及び8月10日の委員会開催分、福祉文教常任委員会が7月12日及び8月9日の委員会開催分、経済建設常任委員会が7月11日及び8月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第5、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしております上田十三氏の任期が平成18年9月29日付をもって満了となるため、その後任として太子町東保10番地に在住の松田治雄氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

松田氏の経歴は参考資料のとおりであります。松田氏は、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

なお、任期は平成18年9月30日から21年9月29日までの3カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番長谷川原司議員及び4番井村淳子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は

反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

3番長谷川原司議員及び4番井村淳子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（熊谷直行） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 14票、反対 1票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

~~~~~

日程第6 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第6、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております圓尾哲一氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

任期は平成18年10月1日から22年9月30日までの4カ年であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番中井政喜議員及び7番橋本恭子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。

す。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

5 番中井政喜議員及び 7 番橋本恭子議員、
開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（熊谷直行） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 8 票、反対 7 票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第 4 号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（熊谷直行） この際、教育委員に選任同意されました圓尾教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（圓尾哲一） 失礼いたします。

今回、このたび議会で再任されましたことに対しまして、まずお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今は非常に変化の激しい社会、流れの速い時代になっております。そういう意味におきまして、そういう社会を踏まえた上で太子町の教育も日本の社会の流れの一つの中の一つとしてしっかりとらえてやっていきたいと思えます。で、学校教育におきましては安心して楽しく学習できる信頼感に満ちた学校・園づくり、社会教育におきましては触れ合い活動を礎にした生涯学習の構築に力を入れていきたいと思えます。特に、教育基本法の第 1 条に示されていますように、教育の目標は人格の完成であります。そういう意味におきまして、人材の育成、特に子供たち、あるいは教師の育成に力を入れていきたいと思えます。

それから、もう一つは、学校教育におきましては最近非常に問題になっています命を育むいうことに今後は力を入れていきたいと、そんなふうに思います。それから、やはりこれだけ変化の激しい社会でありますので、社会教育におきましては、最初申しあげましたように、生涯学習の構築にさらに一層の力を入れていきたいと、そんなふうに思っております。

とにかく、昔から日本にあることわざに「魚は頭から動く、頭から泳ぐ」と言いますので、やはりリーダーの養成、特に私自身しっかり勉強して、この最後の機会、多分最後の機会と思えます、そういう機会を与えていただきましたことに対して報いますよう努力いたしますことをこの場でお誓いしまして、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（熊谷直行） 圓尾教育長の発言は終わりました。

~~~~~

日程第 7 承認第 6 号 功労者等の承認  
について

○議長（熊谷直行） 日程第 7、承認第 6 号功労者等の承認についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第6号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき、功労者の表彰を行いたいため議会の承認を求めるものであります。

本年度は、社会功労賞として、防犯推進委員を24年間の長きにわたり務めていただき、このたび退任されました松本惣一氏について、去る7月4日にまちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第8、議案第62号から日程第24、認定第9号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第62号 平成18年度
兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第8、議案第62号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第62号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億7,510万5,000円とするものであります。

歳入予算の補正内容については、町税、地方交付税、分担金及び負担金、繰越金、諸収入の追加と地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

次に、歳出予算の補正内容におきましては、総務費、衛生費、教育費の追加と民生費、土木費、消防費の減額であります。

詳細につきましては、助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第62号平成18年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費13万8,000円の補正につきましては、路線バ

ス会社が行うＩＣカードシステム導入事業への補助金であります。ＩＣカードシステムとは、利用者があらかじめ購入したカードを専用の機械にかざして運賃の精算が行えるもので、小銭の所持が不要となり、また回数券と同様の割引サービス等を受けることができるものでございます。神姫バス株式会社が国庫補助事業にて導入を進めておりまして、補助事業認定の要件として沿線自治体の協調補助が必要とされていることから、総事業費の10%のうち太子町内の営業距離に応じた額を補助するものでございます。

目13基金費7,197万円につきましては、平成17年度の決算に伴う歳計剰余金につきまして、地方財政法第7条の規定に基づき基金へ積み立てるものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費13万6,000円の追加につきましては、事業所、企業統計調査及び調査区設定事務の委託金額が兵庫県から通知されたことに伴う事務経費の補正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総費、節28繰出金3,676万1,000円の減額につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴うものでございます。

目2老人福祉費、節20扶助費126万4,000円の追加は、老人保護措置費であります。養護老人ホームへの入所者が1名増える見通しとなったことによるものでございます。

引き続きまして、7ページをお願いいたします。

節28繰出金608万1,000円につきましては、介護保険特別会計の補正に伴う保険給付事業への繰出金の追加であります。

目5障害者福祉費、節20扶助費1,699万1,000円の減額は、障害者支援費の補正であります。サービスの利用状況や10月からの制度改正等によるものでございまして、特に知的障害者施設訓練等支援費につきましては、利用者数の減少のほか施設への支援費額算定単価が昨年度と異なり、月額ではなく利用日数に応じたものとなりましたので大幅に減少

をいたしております。また、節28償還金利子及び割引料66万1,000円につきましては、前年度の国・県の負担金及び補助金の精算に伴う返還金でありまして、次の目6障害者医療費や項2児童福祉費、目5母子家庭医療費及び目7乳幼児医療費の補正につきましても同様でございます。

8ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費406万9,000円につきましては、麻疹、風疹予防接種の対象者拡大に伴う補正であります。従来1歳から7歳半までに単独ワクチンをそれぞれ1回接種するものでございましたが、本年4月からは1歳から2歳未満児を対象とした第1期と、5歳から7歳未満の小学校就学前の児童のうち未接種及び罹患していない児童を対象とした第2期を混合ワクチンで接種することになっておりました。しかしながら、同一児童に2回接種することに対するワクチンの安全性が確認されたことなどから、6月に再び法令等が改正、施行され、第2期の対象が接種済みの児童まで拡大されましたので、対象児童420名分の接種経費を追加するものでございます。

8ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目3生活道路整備事業費434万2,000円につきましては、町道原国道取合3号線地先の補償費であります。これは現在原の旧国道2号線沿いにあるたいこ弁当の東側に隣接する町道の拡幅について、昭和49年ごろ地元自治会等の要望により町と当時の地権者の協議で所有地内に存在した里道とのつけかえを条件として道路用地の提供を受けましたが、その後、地権者がその所有地を第三者に売却しようとしたところ里道が残っていることが判明し、自費で用途廃止の上、払い下げを受けたとして、その使用費用について支払いを求められたことにより補正するものでございます。

項4都市計画費、目3下水道事業費3,373万8,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計の補正に伴うものでござい

す。

9 ページをお願いいたします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費587万8,000円の減額は、消防事務委託料であります。本年度の普通交付税の算定における消防費の基準財政需要額決定に伴うものでございます。

目3 消防施設費131万7,000円は、消防施設整備費補助金の追加であります。阿曾自治会の消防車庫整備に対する90万円のほか、消火栓器具整備への補助を追加するものでございます。

款10教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費49万円は、ふるさと文化いきいき教室事業委託料の補正でございます。当初の事業実施校は斑鳩小学校のみでございましたが、兵庫県より実施校等経費追加の要請がありましたので、石海及び太田小学校において追加実施するものでございます。

項5 社会教育費、目3 青少年教育費479万8,000円の補正につきましては、太田学童保育園のプレハブ設置経費の追加及び斑鳩学童保育園の教室改造経費であります。太田学童保育園のプレハブ教室の仕様は当初障害者対応としておりませんでした。将来的な需要に備えスロープやトイレブースの拡幅などを行い、また構造上、夏季及び冬季の室温調整に空調機を設置することとしたことなどによりまして諸経費を追加するものでございます。また、斑鳩学童保育園の教室改良につきましては、現在北校舎改築に伴う仮設校舎にて授業を実施しておりますが、来年度は南校舎の既存教室を利用して実施いたしますので、改修経費を補正させていただいております。

次に、歳入の説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

款1 町税、項1 町民税、目1 個人、節1 現年課税分3,957万9,000円の補正は、主に所得割の追加であります。当初見込んでおりました納税義務者数が予想を上回り、課税標準額が増加したことによるものでございます。

項2 固定資産税、目1 固定資産税、1 現年課税分4,883万1,000円は、主に土地と償却資産分におきまして課税状況が当初の見込みを上回っておりますので、追加するものでございます。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金2,563万4,000円の減額につきましては、交付決定によるものでございます。減額の主な要因といたしましては、減税補填に係る交付金を当初国の交付額の伸び率をもとに見込んでおりましたが、定率減税半減等の制度改正による影響額が反映されたことなどによるものでございます。

款10地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税6,510万円の補正につきましては、交付決定による普通交付税の追加であります。主な要因といたしましては、地方特例交付金などの収入が減少見込みとなりまして、基準財政収入額が当初見込みを下回ったことや基準財政需要額の下落幅が見込み以下であったことなどによるものでございます。

款14国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金1,094万1,000円の減額。

引き続き、4 ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金145万3,000円の追加。

そして、款15県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金547万1,000円の減額、項2 県補助金、目1 民生費県補助金163万8,000円の追加は、歳出の7 ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 障害者福祉費でご説明申し上げました障害者支援費の補正に伴うものと、各種福祉医療助成制度に係る県補助金の過年度精算交付金でございます。

5 ページをお願いいたします。

目6 教育費県補助金24万5,000円の追加につきましては、歳出の9 ページ、款10教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費でご説明申し上げましたふるさと文化いきいき教室事業委託料の補正に伴うものでございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金14万2,000円の追加につきましては、歳出の6 ペ

ージ、款 2 総務費、項 5 統計調査費、目 2 指定統計調査費でご説明申し上げました事業所、企業統計調査及び調査区設定事務の委託金額が兵庫県から通知されたことに伴うものでございまして、兵庫県からの通知により土地利用規制等対策交付金が 2 万 5,000 円、都市計画基礎調査委託金が 21 万 9,000 円、それぞれ減額されるものでございます。

以上で平成 18 年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第 2 号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 9 議案第 63 号 平成 18 年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計補正予算（第 2 号）

○議長（熊谷直行） 日程第 9、議案第 63 号平成 18 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 63 号平成 18 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度精算に伴う関係経費と保険財政共同安定化事業の創設に伴う補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 647 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 9,993 万 9,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、共同事業交付金、繰越金、諸収入の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、共同事業拠出金の追加であります。

詳細につきましては助役より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のと

おり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第 63 号平成 18 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 12 役務費の第三者行為求償事務共同処理手数料は、第三者行為求償事務の完了見込みにより手数料が不足する見通しであるため、5 万 3,000 円追加いたしております。

款 2 保険給付費、目 1 出産育児一時金は、法改正により 10 月 1 日から 1 件当たりの支給額を「30 万円」から「35 万円」に引き上げたため、125 万円追加いたしております。

款 5 共同事業拠出金、目 1 保険財政共同安定化事業拠出金は、県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30 万円を超える医療費について都道府県単位で行う市町が国保連合会に拠出する保険財政共同安定化事業が創設されました。この事業の対象は、一般被保険者の 1 月から 12 月までの支出負担行為分の療養の給付費に要する費用等で、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える給付費全額が対象となります。拠出金の額は保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の半額を前々年度及びその直前の 2 カ年度の基準拠出対象額の合算額で案分し、残りの額を前々年度の一般被保険者の数で案分して算出いたします。これにより、本年度の拠出金は 7 月から 12 月までの支出負担行為分の療養の給付費の概算見込み額 1 億 516 万 9,000 円を補正いたしております。10 月 1 日からの実施となります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

款 6 共同事業交付金、目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金を保険財政共同安定化事業拠出金の財

源として拠出金と同額の１億516万9,000円を補正いたしております。

款８繰入金、目１一般会計繰入金、節２職員給与費等繰入金は、第三者行為求償事務共同処理手数料を補正したことにより追加いたしております。節３出産育児一時金等繰入金は、法改正により10月１日から１件当たりの支給額を「30万円」から「35万円」に引き上げたため、歳出補正額の３分の２の83万4,000円を追加いたしております。節５その他一般会計繰入金は、歳出補正予算の財源調整により3,764万8,000円減額をしております。

款９繰越金、目２その他繰越金は、前年度繰越金として3,223万5,000円を追加いたしております。

款10諸収入、目２一般被保険者第三者納付金は、第三者行為による求償事務の完了見込みにより、今後の収入見込額として582万9,000円を追加いたしております。既定の歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ１億647万2,000円を追加し、歳入歳出総額、歳入歳出それぞれ24億9,993万9,000円とするものでございます。

以上で補正予算の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第１０ 議案第６４号 平成１８年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（熊谷直行） 日程第10、議案第64号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第64号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第

２号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、法改正に伴うシステム改修費、国等への前年度精算金等の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億1,574万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算としては、総務費、基金積立金及び諸支出金の追加であります。

詳細につきましては助役より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました議案第64号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）について詳細説明を申し上げます。

介護保険法の一部を改正する法律が平成17年６月29日に公布されました。今回の補正予算の主な内容は、この法改正に伴い平成18年10月からの介護保険料の特別徴収に係るシステム改修費用、また、平成18年４月からの介護保険法の改正による保険給付費の財源組み替えによるものでございます。既定の歳出予算の総額に695万2,000円を追加し、総額で13億1,574万2,000円としております。

歳出から説明をいたします。

４ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費については、平成18年10月から介護保険料の見直しが行われ、特別徴収に係る対象者の捕捉回数が複数化、年６回となったこと、従来まで特別徴収の対象外であった遺族年金や障害年金から介護保険料を徴収することになったため、これらに対応するため介護保険システム改修委託料として45万2,000円計上いたしております。

款２保険給付費、項１介護諸費、目１介護

サービス費については、在宅介護サービス費等の受給者のうち経過的要介護者については目2 予防サービス費ではなく目1 介護サービス費で支払うべきもので、平成18年6月現在、経過的要介護者111人分を計上するものでございます。1億1,239万7,000円を追加いたしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目2 予防サービス費については、経過的要介護者を含めて計上していたので1億1,648万7,000円を減額いたしております。

款2 保険給付費、項1 介護諸費、目3 高額介護サービス費については、対象者の増加により409万円を追加いたしております。

款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金費については、平成17年度からの繰越金64万7,404円のうち平成17年度の事務費繰入金精算分9,004円を除いた純粋な介護保険料の剰余金を決算剰余金処分積み立てとして63万9,000円を追加し、平成18年度以降の給付費の財源に充てるため積み立ていたします。

款9 諸支出金、項1 償還金、目1 償還金については、平成17年度事業精算の結果、国庫県費支払基金への返還金として586万1,000円計上いたしております。

次に、歳入について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、今回の補正予算で保険給付費の総額は変わらないが、三位一体改革による国・県の費用負担の見直しが行われた施設等給付費の額が変更となったことにより3万5,000円減額いたしております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目3 事務費交付金については、介護保険システム改修費補助金として22万5,000円計上いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金については、施設等給付費の額が変更となったことにより3万5,000円追加いたしております。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金については、歳出にて計上しました介護保険システム改修委託料返還金及び平成17年度の事務費精算分を合わせて608万1,000円追加いたしております。

款9 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金については、平成17年度からの繰越金として64万6,000円を追加いたしております。

歳入についての説明を終わります。

以上で議案第64号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わりといたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第65号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（熊谷直行） 日程第11、議案第65号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第65号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正と地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,482万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億845万9,000円とするものであります。

歳入予算については、繰越金及び町債の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、下水道費の追加であります。

また、地方債の補正については、歳入予算

にあわせて公共下水道事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ただいま上程されました議案第65号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

5ページの歳出をお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費、節23償還金利子及び割引料において、過年度分一般汚水下水道使用料還付金の不足により188万3,000円を追加しております。その内容につきましては、大口の事業所で地下埋設の水道配管の漏水に伴い下水道使用料を漏水認定水量に基づき再算出し、収納済み使用料との差額を還付するものであります。

同じく、目2公共下水道事業費、節15工事請負費において9,294万円を追加しております。その内容につきましては、雨水1・2号幹線ゲート改築工事の実施で出水器、用水器に当たりゲートの開閉操作に支障を来しており、構造物も損傷しているため、通常緊急時の操作に弊害が生じないよう改築工事を行ったものであります。工事費294万円を追加しております。

下水道工事跡舗装復旧工事費を8,000万円追加しております。舗装面積が当初予定面積より増加したこと、地元要望事業の対策等から追加となっております。公共ます設置工事費を1,000万円追加しております。

4ページの歳入をお願いいたします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の追加により3,373万8,000円の減額となっております。

款5繰越金、目1繰越金では、決算に伴い4,306万1,000円を追加しております。

款7町債、目1下水道債では、起債対象工事に係る公共下水道事業債として8,550万円

を追加しております。

次に、3ページの地方債の補正をお願いいたします。

町債の補正にあわせまして、公共下水道事業債として8,550万円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第66号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第12、議案第66号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第66号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

税収の早期確保等を目的とした納期前納付報奨金について、特別徴収者との不公平感等により奨励金を廃止するものであります。個人町民税、固定資産税に係る納期前納付報奨金について、平成17、18年度の2カ年にわたり報奨金の支給率を引き下げ、激変緩和措置を講じている段階であります。このたび平成19年4月1日より完全に廃止するものであります。

参考としまして、県下41市町中27市町が既に廃止し、残りの14市町のうち2市も平成19年度、平成21年度に廃止することが予想されている状況であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 13 議案第 67 号 太子町福祉  
医療費助成条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第13、議案第67号  
太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する  
条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第67号太子町福祉  
医療費助成条例の一部を改正する条例の制定  
について説明を申し上げます。

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安  
定的な運営を確保するため、医療費適正化の  
総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創  
設、保険者の再編・統合等の措置を講じた健  
康保険法等の一部を改正する法律が平成18年  
6月21日に公布され、制度ごとに段階的に施  
行されております。その中で、平成18年10月  
1日に施行部分に保険給付の範囲等の改正が  
行われておりますので、それにあわせて本条  
例を改正するものであります。

内容としましては、特定療養費の改正によ  
る「保険外併用療養費」の創設に伴い第2条  
第15号を改め、また、特定承認保険医療機  
関制度の廃止により第2条第17号中の文言を削  
除するものであります。また、老人保健法  
の一部改正に伴い、平成18年8月から老人保健  
受給者に係る低所得者 区分の判定に当たっ  
ては雑所得の算定に係る公的年金等控除額  
80万円を適用することとなりましたが、当条  
例では従来の65万円を適用するため、第3条  
第1項第1号を改正するものであります。

詳細につきましては助役より説明を申し上  
げますので、慎重なる審議を賜り、原案のと  
おり議決いただきますようお願い申し上げ、  
提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されまし

た議案第67号太子町福祉医療費助成条例の一  
部を改正する条例の制定について詳細説明を  
申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正  
する法律が平成18年10月1日より施行される  
ことに伴う改正でございます。主な改正点に  
つきましてご説明を申し上げます。

健康保険法第86条の改正により従来の特定  
療養費の対象範囲が拡大され、保険外併用療  
養費として支給される保険外併用療養費が創  
設されました。この改正は、老人保健法、国  
民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済  
組合法、地方公務員共済組合法及び私立学校  
教職員共済法について同様に行われておりま  
す。これに伴い、これらの各法律における特  
定療養費の用語を太子町福祉医療費助成条例  
第2条第15号において引用しているため、当  
該用語を「保険外併用療養費」と改めるもの  
でございます。

次に、特定承認保険医療機関の廃止でござ  
いますが、特定療養費の対象範囲の拡大によ  
り健康保険法86条第1項第1号で定められて  
いた特定承認保険医療機関制度が廃止され、  
老人保健法、国民健康保険法、船員保険法、  
国家公務員共済組合法、地方公務員共済組  
合法及び私立学校教職員共済法においても同様  
の改正が行われております。これに伴い、太  
子町福祉医療費助成条例第2条第17号におい  
て引用しているため、「特定承認保険医療機  
関」の語を削除するものでございます。

また、第3条第1項1号の後段として文言  
を追加しております。追加の理由は、このた  
びの老人保健法の改正により平成18年8月か  
ら老人保健受給者に係る低所得者 区分の判  
定に当たっては雑所得の算定に係る公的年金  
等控除額80万円を適用することとなりました  
が、福祉医療費助成条例では従来の65万円を  
適用するものでございます。

以上で太子町福祉医療費助成条例の一部を  
改正する条例の制定につきまての詳細説明  
を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わ

りました。

~~~~~

日程第14 議案第68号 太子町国民
健康保険条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第14、議案第68号
太子町国民健康保険条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第68号太子町国民
健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて説明を申し上げます。

先の議案と同様、健康保険法等の一部を改
正する法律及び運営協議会委員定数の見直し
に伴い改正するものであります。

改正内容としましては、国民健康保険運営
協議会委員の定数改正、70歳以上の一定以上
所得者の負担割合を「10分の2」から「10分
の3」への引き上げ、出産育児一時金の引き
上げ及び保健事業の内容精査による改正を行
っております。

施行日につきましては、国民健康保険運営
協議会委員の定数改正については平成19年4
月1日より、高齢者負担割合の変更及び出産
育児一時金につきましては平成18年10月1日
より施行としております。

詳細につきましては助役より説明申し上げ
ますので、慎重なる審議を賜り、原案のと
おり議決いただきますようお願い申し上げ、提
案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） それでは、ただいま上
程されました議案第68号太子町国民健康保
険条例の一部を改正する条例の制定について詳
細説明を申し上げます。

第2条の改正は、退職被保険者及びその被
扶養者の数が1,500人以上で被保険者数全体
の数に占める割合が3%以上に該当する市町

村には被用者保険等保険者を代表する委員を
設ける旨の県の指導がございまして、第4条
の規定を追加いたしております。

第9条及び第11条は、健康保険法等の一部
を改正する法律が成立したことに伴い改正す
るもので、施行日はいずれも10月1日でご
ざいます。

第9条の改正は、70歳以上の一定所得者の
一部負担割合が「10分の2」から「10分の
3」に引き上げに伴うものでございます。

第11条の改正は、出産1件当たりの支給額
を「30万円」から「35万円」に引き上げる
ものでございます。

第13条の改正は、保健事業の事業項目を実
情に合ったものに改正いたしております。

以上で太子町国民健康保険条例の一部を改
正する条例の制定について詳細説明を終わ
ります。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終
わりました。

~~~~~

日程第15 議案第69号 太子町消防  
団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例の制定  
について

○議長（熊谷直行） 日程第15、議案第69号  
太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を  
改正する条例の制定についてを議題としま  
す。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第69号太子町消防  
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について説明を申し上げます。

この改正は、消防組織法の一部を改正する  
法律が平成18年6月14日に公布、施行され  
たことに伴い改正するものであります。

内容は、引用条文の改正であり、第1条中  
「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に

改めるものであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第70号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第16、議案第70号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第70号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

この改正は、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布、施行されたことに伴い改正するものであります。

内容は、引用条文の改正であり、第1条中「第15条の8」を「第25条」に改めるものであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 認定第2号 平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第3号 平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第19 認定第4号 平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第5号 平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第6号 平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第7号 平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第8号 平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第9号 平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

○議長（熊谷直行） 日程第17、認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第24、認定第9号平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 認定第2号から第9号までの各会計決算の認定について、一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額84億2,446万6,752円、歳出総額82億7,143万

2,529円、歳入歳出差し引き額は1億5,303万4,223円であり、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源1,269万3,000円を差し引いた実質収支額は1億4,034万1,223円となっております。

歳入については、予算額85億306万7,000円、調定額88億7,686万3,786円に対し、収入済額84億2,446万6,752円、不納欠損額1,061万6,102円、収入未済額4億4,178万932円でございます。

また、歳出については、予算額85億306万7,000円に対し、支出済額82億7,143万2,529円、翌年度繰越額1,269万3,000円、不用額2億1,894万1,471円となっております。

続きまして、認定第3号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額24億2,114万9,084円に対し、歳出総額23億8,891万2,501円で、歳入歳出差し引き額は3,223万6,583円となっております。

歳入については、予算額24億3,478万4,000円、調定額26億2,953万8,812円に対し、収入済額24億2,114万9,084円、不納欠損額1,139万3,832円、収入未済額1億9,699万5,896円でございます。

また、歳出については、予算額24億3,478万4,000円に対し、支出済額23億8,891万2,501円、不用額4,587万1,499円となっております。

次に、認定第4号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額11億3,647万4,196円に対し、歳出総額11億3,582万6,792円で、歳入歳出差し引き額は64万7,404円となっております。

歳入については、予算額11億6,608万5,000円、調定額11億4,360万9,766円に対し、収入済額11億3,647万4,196円、不納欠損額29万2,400円、収入未済額684万3,170円でございます。

また、歳出については、予算額11億6,608万5,000円に対し、支出済額11億3,582万6,792円、不用額3,025万8,208円となっております。

次に、認定第5号平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額18億3,481万2,543円に対し、歳出総額18億2,730万7,687円で、歳入歳出差し引き額は750万4,856円となっております。

歳入については、予算額18億6,881万9,000円に対し、調定額、収入済額とも18億3,481万2,543円でございます。

また、歳出については、予算額18億6,881万9,000円に対し、支出済額18億2,730万7,687円で、不用額は4,151万1,313円となっております。

次に、認定第6号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額2,504万1,698円に対し、歳出総額2,144万3,740円で、歳入歳出差し引き額は359万7,958円となっております。

歳入については、予算額2,303万9,000円、調定額2,519万4,698円に対し、収入済額2,504万1,698円、収入未済額15万3,000円でございます。

また、歳出については、予算額2,303万9,000円に対し、支出済額2,144万3,740円で、不用額は159万5,260円となっております。

次に、認定第7号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額30億6,541万5,359円に対し、歳出総額30億1,735万3,516円で、歳入歳出差し引き額は4,806万1,843円となっております。

歳入については、予算額31億978万8,000円、調定額30億9,971万6,310円に対

し、収入済額30億6,541万5,359円、不納欠損額34万1,396円、収入未済額3,395万9,555円でございます。

また、歳出については、予算額31億978万8,000円に対し、支出済額30億1,735万3,516円、不用額9,243万4,484円となっております。

次に、認定第8号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1億8,024万986円に対し、歳出総額1億7,514万6円で、歳入歳出差し引き額は510万980円となっております。

歳入については、予算額1億7,932万円に対し、調定額、収入済額とも1億8,024万986円でございます。

また、歳出については、予算額1億7,932万円に対し、支出済額1億7,514万6円で、不用額は417万9,994円となっております。

最後に、認定第9号平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算について説明を申し上げます。

今年度の収益的収入は、給水量に応じて家事用では微増、業務用、工場用にあっては減少が大きく、給水収益の減により、収益全体として前年度対比1.6%の減益となりました。

また、事業費用においては、営業費用の資産減耗費での増、営業外費用の微増により前年度対比3.9%の大幅な増加となりました。

その結果、収益的収支の収入総額4億6,029万3,298円に対し、支出総額5億2,387万24円で、純損失は6,357万6,726円となりました。

一方、資本的収支におきましては、配水施設改良事業として、昨年に引き続き公共下水道事業と並行し、石綿セメント管の布設替えを行いました。

また、水源整備費においては、高度浄水施設整備事業として実施いたしました老原浄水

場膜ろ過施設が完成いたしました。

これらの財源といたしましては、工事負担金、企業債、一般会計出資金、国庫補助金を充当しております。

その結果、資本的収支の収入総額7億3,795万3,500円に対し、支出総額10億3,056万8,649円で、不足する額2億9,261万5,149円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、8会計の決算案件についての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては助役、経済建設部長よりそれぞれ説明申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役。

○助役（八幡儀則） ただいま上程されました認定第2号平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する調書に記載しております事項につきましては、重複説明になっている箇所もあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

まず最初に、歳出決算を申し上げます。

24ページの歳出からお願いしたいと思います。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節3職員手当につきましては、前年度と比較しますと896万3,180円の減、そのうち議会改革で議員期末手当より8%カット分638万1,210円、副委員長手当廃止分として33万6,000円となっております。節10交際費28万7,480円につきましては、渉外費で1件、1万円、慶弔費29件、27万7,480円であり、前年度と比較してみますと渉外費で5,000円の増、慶弔費で30件28万5,405円の減となっております。節19負担金補助及び交付金のうち、政務調査費交付金は、予算額102万円に対しまして決算額55万5,567円であります。

25ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 2 給料、節 3 職員手当等及び節 4 共済費につきましては、前年度と比べますと給料2,470万4,701円の減、職員手当等1,489万8,436円の減、共済費657万3,018円の減、合わせまして4,617万6,155円の大幅な減となっております。これは職員の数の減少と給与カット等に伴うものでございます。節10交際費249万7,791円につきましては、町、町長交際費であります。その内容は、渉外費69件、113万1,791円、慶弔費110件、121万5,000円、負担金12件、15万1,000円で、前年度と比較しますと、渉外費で4件、5万117円、慶弔費で46件、38万7,110円、負担金1万5,000円、それぞれの減となっております。節12役務費のうち、通信運搬費の郵送料が前年度対比122万2,944円の減となっておりますが、節13委託料の文書配達業務委託料120万円との関連によるものでございます。節14使用料及び賃借料につきましては前年度対比351万9,971円の減となっておりますが、従来借地しておりました公用車駐車場の借地を取りやめたことによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金のうち、市町村職員退職手当組合特別負担金3,056万1,186円につきましては、勧奨退職者4名と死亡退職者1名分でございます。また、市町村職員互助会負担金が前年度対比1,161万3,370円の減額となっておりますが、退職生業資金制度の廃止に伴う負担率の大幅な減によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

目 5 財産管理費、節13委託料で、庁用自動車運行管理委託料316万1,495円につきましては、平成17年10月より中型バス、マイクロバスの2台の管理から中型バスの置換えリースに伴いマイクロバス1台の管理となったことにより76万9,705円の減額となっております。同じく、節14使用料及び賃借料のうち町用自動車借料159万9,360円は、排ガス規制に

伴う中型バスの置換えを平成17年9月より5年間のリース契約を締結したことによるもので、月額22万8,480円の7カ月分でございます。節15工事請負費のうち庁舎和室改修工事費194万円につきましては、会議室不足を解消するため、会議に不向きな和室を会議用洋室に改修したものでございます。

28ページをお願いいたします。

目 6 企画費、節13委託料のうちコミュニティバス運行委託料1,109万2,510円につきましては、平成16年度から引き続き運行を委託したものであります。7月2日までは運行路線2路線で隔日運行、7月4日以降は運行形態を見直し、4路線の毎日運行に改めました。運行日は294日で、利用者5,232名、1日平均の利用者数は17.8人でありました。18年度以降の本格運行については、利用者アンケート及び全世帯アンケートによるニーズ把握、コミュニティバス利用促進検討委員会での議論を踏まえて慎重に検討いたしました。利用者の増加が見込めないことと、アンケートにおいても運行継続に反対の意見が過半数を占めたことなどから、本格運行は行わないこといたしました。

29ページをお願いいたします。

目 7 電子計算機費、節12役務費のうちシステムデータ提供手数料9万6,000円につきましては、17年度に置換えを実施した土木積算システムに係る兵庫県の積算データの提供を受けるための手数料であります。節13委託料のうち電算機リプレイス委託料196万3,500円につきましては、12年度導入のパソコン機器の置換えにより、ノートパソコン71台、プリンター7台、サーバー1台を導入したことに伴う機器の据付調整委託料でございます。また、住民基本台帳システム変更委託料61万4,250円につきましては、ドメスティックバイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するための省令改正の対応に伴う現行システムの変更委託料でございます。福祉医療システム変更委託料356万4,750円につきましては、老人医療、母子医療、乳幼児医療、重

度障害者医療、高齢重度心身障害医療の各福祉医療システムにおける法改正対応のためのシステム変更委託料でございます。住民記録情報提供システム構築委託料20万4,750円につきましては、17年10月から消防に関する事務をたつの市に委託したことに伴い、住民情報をたつの市消防への提供するためのシステム機能作成委託でございます。

30ページをお願いいたします。

目9 防犯対策費、節15 工事請負費 9万7,000円につきましては、防犯灯設置工事費でありまして、2自治会において2基を設置いたしております。また、節19 負担金補助及び交付金のうち防犯灯設置整備補助金31万9,000円につきましては、15自治会で27基の設置に係る補助をいたしております。

31ページをお願いいたします。

目11 自治振興費、8 報償費のうち功労賞記念品21万5,460円につきましては、社会功労賞4名、スポーツ功労賞5名、計9名の方々を表彰した費用でございます。

目12 コミュニティー施設整備費1,331万7,000円につきましては、参考資料の主要施策の成果に関する説明書に掲載していると通りの補助をしております。詳細は省略させていただきます。

それでは、32ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費、節8 報償費857万9,500円につきましては、納期前納付報奨金でありまして、町民税では2,350名、98万2,000円、固定資産税では7,065名、759万7,500円、計9,415名に報奨金を出しております。節23 償還金利子及び割引料454万233円につきましては、個人町民税で84件、100万1,225円、法人町民税で38件、306万1,200円、固定資産税で7件、46万5,408円、軽自動車税で3件、1万2,400円を過誤納付金として還付いたしております。

36ページをお願いいたします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費の節9 旅費が8万2,000円につきましては、内部監査業務が充実したため不用額8万2,000円とな

っております。

続きまして、38ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節28 繰出金2億8,510万2,849円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、保険基盤安定につきまして7,531万1,791円、職員給与費等に3,348万5,058円、出産育児一時金等に960万円、財政安定化支援事業に530万6,000円、その他といたしまして1億6,140万円を繰り出しております。前年度と比較してみますと307万918円の増となっております。

38ページの目2 老人福祉費、節28 繰出金1億8,728万9,216円につきましては、介護保険特別会計繰出金でありまして、介護給付費に1億4,250万6,466円、職員給付費等に2,805万4,373円、事務費に1,672万8,377円を繰り出し、前年度と比較してみますと介護給付費の増額に伴い3,644万9,501円の増ということになっております。

39ページをお願いいたします。

目4 老人医療費、節28 繰出金1億3,924万6,000円につきましては、老人保健特別会計繰出金でありまして、前年度と比較してみますと781万5,000円の減となっております。

40ページの目、障害者福祉費、節8 報償費131万3,000円及び13 委託料149万4,000円につきましては、障害児療育事業の指導員謝礼でございます。今まで障害児の療育事業では姫路市のルネス花北に大きく依存しておりましたが、平成17年4月より市外居住者の利用制限が始まり、町独自で7月から福祉会館において理学、作業、言語、心理、各療法の個別療育事業を実施することになりました。節19 負担金補助及び交付金のうち心身障害者小規模通所援護事業補助金781万2,000円につきましては、さわやかなの部屋5名、延べ60人でございますが、581万3,000円、さをり工房ゆう1人、延べ12人で85万9,000円、緑の基地2人、延べ24人で114万円を補助しております。

精神障害者小規模作業運営費補助金156万

円につきましては、揖龍作業所 2 名、延べ 24 人で 83 万 9,000 円、おばあちゃんの家 1 人、延べ 12 名、72 万 1,000 円を補助しております。また、節 20 扶助費のうち身体障害者補装具交付費 352 万 6,529 円につきましては、交付が 224 件で 321 万 8,991 円、修理が 10 件で 30 万 7,538 円であります。

41 ページ、身体障害児補装具交付費 233 万 5,204 円につきましては、交付が 34 件、修理が 6 件でございます。

続きまして、44 ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 3 保育所運営費、節 20 扶助費 2 億 9,740 万 3,220 円につきましては私立保育所運営費でありまして、平成 17 年度末で二葉保育園 104 名、8,514 万 4,930 円、安養保育園 107 名で 8,805 万 5,230 円。それから委託分ですが、赤穂保育所から、ずっといきまして 45 ページ 岩見保育所までの管外 54 保育園に 183 名の園児の保育を委託しておりまして、1 億 2,420 万 3,060 円を支出しております。

目 4 母子福祉費、節 8 報償費 64 万 5,000 円につきましては母子、父子家庭児童生徒小中学校入学卒業記念品でありまして、中学校卒業祝品といたしまして図書カードを男子 20 名、女子 14 名に、また、小中学校に入学祝金といたしまして図書カードを小学校で 30 名、中学校で 31 名の生徒・児童に贈呈しております。

47 ページの目 8 児童館運営費、節 19 負担金補助及び交付金のうち 17 万円につきましては地域組織活動育成費補助でありまして、児童館利用の児童の保護者が母親クラブを組織され、手芸で 23 人、料理で 12 人、硬筆で 13 人の 3 クラブで活動されており、助成したものでございます。

○議長（熊谷直行） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 57 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

助役。

○助役（八幡儀則） 50 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 環境衛生費、節 19 負担金補助及び交付金 2,521 万 2,000 円のうち揖南衛生施設一部事務組合負担金 2,505 万 8,000 円につきましては、組合運営費に要する経費で、平等割 10 分の 3、人口割 10 分の 7 で 206 万 2,000 円。火葬場の設置に要する経費、平等割 10 分の 3、人口割 10 分の 7 で 874 万 3,000 円、管理及び運営に関する経費、平等割 10 分の 2、人口割 10 分の 8 で 1,425 万 3,000 円であります。

51 ページをお願いいたします。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、節 13 委託料のうち、上太田瓦礫処分場瓦礫搬出委託料 154 万 3,500 円につきましては、1,002 立方メートルの搬出を行ったところであります。

52 ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 10 交際費 2 万 3,960 円につきましては、渉外費 1 件の支出で、前年度と比較いたしまして慶弔費で 2 万円の減、渉外費で 5 万 3,560 円の減となっております。

53 ページをお願いいたします。

目 4 米生産調整推進費、節 19 負担金補助及び交付金のうち生産組織助成金 165 万円につきましては、効率的な農業推進と生産性の高い水田営農の確立のための集落営農推進補助金としてブロックローテーション方式の 3 集落にそれぞれ 25 万円を、また、集落営農方式の 2 集落に 45 万円を補助いたしました。

続きまして、54 ページをお願いいたします。

目 7 農業振興地域整備促進費、節 13 委託料 168 万円につきましては、農業振興整備計画策定業務委託料で、将来的に優良農地として保全すべき土地の区域を維持するために農業振興地域の整備に関する法律に定められた基礎調査に基づき 5 年ごとの見直しを行ったものでございます。

57ページをお願いいたします。

款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節19負担金補助及び交付金のうち、県単独事業急傾斜地崩壊対策事業負担金64万4,444円につきましては、平成14年11月に立岡山において発生した落石崩落に対して実施した県単独急傾斜地崩壊対策事業で、地方財政法第27条第1項に基づく全体事業費の1割負担金でありまして、工事概要は主に急傾斜地防護のための法枠工約70平方メートルであります。

項 2 道路橋りょう費、目 1 道路橋りょう総務費、節13委託料のうち道路台帳更新作業委託料598万5,000円につきましては、3年ごとに実施しております新規認定路線の更新を行うとともにGISデータの構築を行い、適正な道路の維持管理が行えるよう整備いたしました。

目 2 道路維持費、節13委託料のうち道路清掃委託料291万9,000円につきましては、道路の機能維持、美観維持と沿道環境の保全、さらには交通災害の予防並びに排水機能の確保を図る目的で実施いたしております。委託概要は、道路清掃として作業延長23.58キロメートルを年6回、また、集水枡の清掃401カ所であります。

58ページ、目 3 生活道路整備事業費、節15工事請負費のうち老原村前線歩道整備工事4,489万4,850円につきましては、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含む不特定多数の人々が安心して歩けるバリアフリーの歩行者空間のネットワーク整備として福祉会館から老原交差点までを交通安全施設等整備事業による歩道設置工事等を実施したものでございます。節17公有財産購入費のうち新町聖徳台線用地購入費909万5,850円につきましては、町道新町聖徳台線と県道上太田鵜線交差点部分において用地取得に関し地権者の合意が得られたので、立木、花壇外を含めた物件補償とともに契約を締結し、支払いをしたものであります。それに伴い、早期の投資効果を発揮させるため併

せて工事も年度内に完了させ、交通環境の改善に努めたものでございます。

59ページをお願いいたします。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費、節13委託料のうち用途地域見直し検討業務委託料120万円につきましては、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域において定められた鵜近隣商業地区8.0ヘクタールの既成市街地の商店が衰退し、老朽化した住居と新築住宅が混在した住居系用途へと移行していることから現行用途との乖離が著しいため、平成18年度決定告示である第5回用途地域見直しにおいて、兵庫県下9カ所のケーススタディ地区として検証することとなったものであります。続きまして、節19負担金補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金165万円につきましては、平成16年11月1日制定の太子町まちづくり活動助成要綱に基づくまちづくり活動団体として農住組合2地区、JR網干駅前土地区画整理検討会2地区、原地区の計5地区に助成したものでございます。

目 3 下水道事業費、節28繰出金について、特別会計への繰出金として8億8,877万6,000円を支出しております。内訳は、下水道事業特別会計へ7億3,105万9,000円、前処理場特別会計へ1億5,771万7,000円を繰り出したものです。

60ページをお願いいたします。

目 5 公園事業費、節13委託料のうち総合公園費用対効果分析業務委託料267万7,500円につきましては、公共事業における事業の費用対効果を含む総合的評価に基づいたより透明性、効率性の高い事業の推進を資することから、都市公園においても平成16年2月、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルが取りまとめられたのを契機に、新規事業及び事業認可期限の延伸に際してはこれらを明らかにする必要となったため、分析業務を委託したものでございます。

61ページ、目 6 土地区画整理事業費、節19負担金補助及び交付金のうち農住まちづくり計画策定事業補助金200万円につきましては

は、市街化区域内における農と住の調和したまちづくりを推進することを目的に農住組合を含む地域住民団体が行う事業計画策定について支援しました。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節10交際費3万9,934円につきましては、消防団長交際費でありまして、慶弔費で4件、1万1,160円、渉外費で2件、1万8,974円、その他で2件、9,800円であります。前年度と比較してみますと、慶弔費で8件、5万1,740円の減、渉外費で2件、2万2,026円の減、その他で1,904円の増となっております。

62ページをお願いします。

目3消防施設費、節19負担金補助及び交付金のうち消防施設整備費負担金675万9,000円につきましては、消火栓設置補助といたしまして、広坂、王子、松ケ下、山田各1基、上太田4基の8基であります。また、小型動力ポンプ付積載車1台を立岡自治会が購入され、平方、松ケ下、矢田部自治会が消防倉庫を建築され、その補助をいたしております。

63ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費22万3,421円につきましては、慶弔費23件、14万1,590円、渉外費10件、7万8,031円、賛助費1件、3,800円であります。前年度に比較しまして慶弔費で8件の減、金額にしまして4万6,410円の減であります。渉外費では6件の増で、金額で6万1,474円の増、賛助費では1件の減、金額で8,000円の減であります。

次に、64ページをお願いいたします。

目2事務局費、節19負担金補助及び交付金のうち日本スポーツ振興センター災害共済掛金288万1,430円ですが、平成17年度より掛金の一部140万50円を保護者に負担をお願いいたしております。

次に、66ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、斑鳩小学校北館改築工事費2,646万円は、平成17年度では仮設校舎、電気室並び

に受水槽の建設に係るものであります。また、太田小学校屋外便所改築工事費1,048万5,300円につきましては、下水道接続工事に関連して改築を行ったものであります。

次に、68ページをお願いします。

項3中学校費、目2教育振興費、節7賃金のうち外国青年賃金であります。平成17年8月からは新たにアメリカよりALTを招聘し、指導に当たっていただいております。

次に、70ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節15工事請負費78万7,500円は、現在の石海幼稚園の北入り口園内側の凹凸が著しく、園児の安全確保のため施工したものでございます。

72ページをお願いいたします。

項5、目2公民館費、節13委託料のうち、パソコン教室講師委託料120万9,600円につきましては、平成17年6月2日から8月30日までの間、延べ33日の開設により男性31人、女性64人、計95人の受講がございました。

73ページをお願いいたします。

目3青少年教育費、節7賃金2,467万3,944円につきましては、学童保育指導員11名、補助員の賃金であります。17年度末の学童保育園在籍状況ですが、龍田が男子3名、女性が6名、斑鳩が男子26名、女子が22名、太田が男子38名、女子が55名、石海が男子17名、女子22名、合計189名の学童を保育いたしました。

75ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節19負担金補助及び交付金56万6,000円につきましては、文化財保存整備費等補助金でありまして、斑鳩寺所有の聖徳太子絵伝保存修理費と防火設備保守管理に対しての補助であります。

76ページをお願いいたします。

目6図書館費、節18備品購入費850万円につきましては、図書4,623冊、木製書架2台を購入しております。図書4,623冊の内訳は、一般図書3,803冊、大型活字本65冊、参考図書48冊、児童書605冊、移動図書館用図書102冊でございます。木製書架は、児童室

の書架であります。

目 7 会館管理費、節 7 賃金につきましては、花と緑の相談室嘱託職員が退職され、シルバー人材センター派遣となりました。また、アルバイト職員も退職されたため、207万2,300円の減となっております。節11需用費の燃料費につきましては、価格の高騰による38万5,586円の増、修繕料は前年度のように非常用電源装置のバッテリー取替え等大きな修繕がなかったため、938万1,824円の減でございます。節13委託料、文化振興協会委託料の450万円減となっております。節15工事請負費につきましては、駐車場新規契約に伴い造成工事、国道179号線改良工事によるあすかホール看板の移設工事を行いました。

78ページをお願いします。

目 8 歴史資料館費、節 2 給料555万2,272円の減、節 3 職員手当等318万3,933円の減は、職員 1 名の退職によるものでございます。節 13委託料は、展示運搬委託料45万8,946円、薫蒸委託料23万円減によるものでございます。

80ページをお願いいたします。

款10教育費、項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節19負担金補助及び交付金の233万円の減につきましては、行財政改革による体育協会等補助金カットと合併により郡体育協会競技大会選手補助金が不用となったこと、また全国大会出場選手が予定した人数よりも減ったことが理由に挙げられます。

82ページをお願いいたします。

目 3 総合公園管理費、節11需用費、施設修繕料701万5,225円のうち700万円につきましては、総合公園陸上競技場 3 種公認更新のための改修工事費であります。

以上で歳出の説明は終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入の詳細説明に移らせていただきます。

歳入決算、町税全体では個人所得の増加が見られるものの、企業業績の低迷、土地価格の継続的な下落、償却資産の減、たばこ税の

減などにより、収入は37億3,301万9,658円でありまして、前年対比は4,669万7,180円、1.24%の減となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。

項 1 町民税は、収入済額は13億1,310万754円で、前年対比は2,564万5,013円、1.99%の増となっております。

目 1 個人町民税は、収入済額が11億3,218万4,554円で、前年対比は3,923万4,513円、3.59%の増となっております。

目 2 法人町民税につきましては、収入済額は1億8,091万6,200円で、前年対比1,358万9,500円、6.99%の減となっております。これにつきましては個人所得の増加の反面、町内企業の景気回復が遅れているものと思われる。

項 2 固定資産税につきましては、収入済額は20億8,888万8,420円で、前年対比1,847万4,736円の0.88%の減となっております。これにつきましては新築家屋の伸びがあるものの、依然として土地価格の下落が続いており、また償却資産の減少によるものでございます。

項 3 軽自動車税につきましては、収入済額5,776万9,200円で、前年対比は263万7,000円、4.78%の増となっております。これにつきましては乗用自家自動車が大幅に増加したことによるものです。

項 4 町たばこ税につきましては、収入済額は2億7,326万1,284円で、前年対比5,650万4,457円、17.13%の大幅な減となっております。

款 2 地方譲与税、項 1 所得譲与税 1 億1,239万円につきましては、平成17年度において所得税収入額のうち、所得譲与税法に定められた額が地方へ譲与されたもので、昨年度に比べて5,889万7,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

項 2 自動車重量譲与税は、収入済額7,631万9,000円であります。前年対比では108万5,000円の減であります。

また、項 3 地方道路譲与税につきましては、収入済額2,664万7,000円であり、前年対比では101万1,000円の減となっております。

款 3 利子割交付金、項 1 利子割交付金、収入済額2,399万2,000円でありまして、前年対比では794万6,000円の減、24.9%の減でございます。

款 4 配当割交付金1,588万1,000円、款 5 株式譲渡等所得割交付金2,285万6,000円の収入済みでございます。これにつきましては、税制改正によりまして、平成16年度から道府県税に創設された配当金及び株式等譲与所得割交付金について、それぞれ収入済額のおおむね 3 分の 2 が配当割交付金、株式譲渡所得割交付金として交付されるものであり、それぞれ対前年度比で69.7%、156.5%、大幅に増加しております。

款 6 地方消費税交付金、収入済額 2 億 9,218万6,000円であり、前年度対比では2,197万5,000円の減、7.0%の減となっております。

7 ページをお願いいたします。

款 7 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額755万3,212円であります。前年対比では162万1,819円の減、17.7%の減であります。

款 8 自動車取得税交付金、収入済額は6,888万9,000円であり、前年度対比では597万4,000円の減、8.0%の減となっております。

また、款 9 地方特例交付金につきましては、収入済額 1 億35万6,000円であり、前年度対比では1,823万5,000円の減、15.4%の減であります。

款10地方交付税につきましては、収入済額15億318万5,000円でありまして、前年対比では 1 億4,255万9,000円の減、8.7%の減であります。普通交付税につきましては、収入済額は13億5,758万5,000円であり、前年度対比では 1 億1,541万3,000円の減、7.8%の減、特別交付税におきましても、収入済額は 1 億 4,560万円でありまして、前年対比では2,714万6,000円の減、15.7%の減となっております。

ります。

8 ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金 1 億 2,186万980円につきましては、保育所保育料と保育所受託運営費負担金と日本スポーツ振興センター災害共済掛金保護者負担金でありまして、保育料につきましては備考欄のとおりでございます。保育料徴収階層別で申し上げますと、平成18年 3 月末時点では、在籍児童数、1 階層で 2 名、2 階層で71名、3 階層で43名、4 階層で96名、5 階層で117名、6 階層で149名、7 階層で27名、計505名となっております。

9 ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 3 教育費負担金、節 3 社会教育費負担金 1,468万8,000円につきましては、学童保育保護者負担金でありまして、その内訳は母子家庭、兄弟入園470人、一般家庭が1,601人、合計2,178人であります。ちなみに、要準要保護家庭107名は含んでおりません。

なお、保護者負担金につきましては、要準要保護家庭は無料でございますが、兄弟入園の場合、2 人目から4,000円、母子家庭が4,000円、一般家庭が8,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 教育使用料、節 3 社会教育使用料は、歴史資料館使用料 9 万650円で、大人439人、学生19人の有料入館者分であります。同じく文化会館使用料は2,089万5,900円で、内訳としましては施設使用料が1,981万5,900円、喫茶室使用料が108万円となっております。

目 2 教育使用料、節 4 保健体育使用料のうち町民体育館の利用者は2,059人、使用料は 7 万8,050円の増となります。テニスコートにつきましては、利用者が74件、1,589人、使用料22万3,950円の増となっております。

11ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民

生費国庫負担金、節 3 保育所運営費負担金、現年度分7,407万9,195円につきましては、年間延べ人員でゼロ歳児が274名、1 歳、2 歳児が1,650名、3 歳児が1,310名、4 歳児以上が2,411名、合計5,645名に対する負担金であります。過年度分31万4,655円につきましては、平成16年度実績に伴う精算交付でございます。

12ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務費管理費補助金のうち、情報通信格差是正事業資金貸付金償還補助金4,320万1,000円につきましては、平成14年度に実施した地域イントラネット基盤施設整備事業に係る事業資金無利子貸付金の償還時補助金でございます。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 1 道路橋りょう費補助金のうち、交通安全施設等整備事業費補助金2,882万円につきましては、老原村前線歩道整備工事に対する補助率10分の5.5相当額の補助金でございます。

13ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金、節 2 都市計画費補助金のうち、地域住宅交付金90万円につきましては、計画策定の所要額が 1 地区400万円であり、国、県、町、組合の資金フローのうち、国の割合が11.25%となり、2 地区相当額でございます。

16ページをお願いいたします。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 5 教育費県補助金、節 3 保健体育費補助金のうち、自治振興事業費補助金80万円につきましては、例年開催しております町民体育大会に係る経費に対する補助金でございます。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 6 土木費県補助金、節 1 都市計画費補助金につきましては、揖保川流域下水道維持管理費負担金の経費に係る定額補助として皮革排水対策特別費補助金200万円を受け入れております。

17ページをお願いします。

款15県支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金、節 2 徴税費委託金3,456万3,977円につきましては、県民税として県に払い込んだ額の 7 %に対する3,314万1,263円、納税者の納税通知書等の費用として93万6,360円、過誤納付金及び前納報奨金として48万6,354円となっております。

18ページをお願いいたします。

款17繰入金、項 1 特別会計繰入金1,351万7,000円につきましては、墓園会計の決算によります剰余金を繰り入れしたものでございます。

19ページ、款17繰入金、項 2 基金繰入金、目 2 地域福祉基金繰入金157万5,000円につきましては、石海保育所の耐震診断実施設計調査委託の財源に繰り入れたものであります。

21ページをお願いいたします。

款19諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入、節 2 民生費雑入のうち、地域療育等支援事業個人負担金30万7,500円につきましては、1 回当たり500円を負担していただき、延べ615名の利用となっております。同じく節 6 消防費雑入のうち、揖南消防事務組合返還金231万7,604円につきましては、平成17年 9 月30日付で揖南消防事務組合解散に伴う組合が管理する基金等の清算金の太子町分でございます。また、揖南消防事務組合解散に伴う清算剰余金1,509万745円につきましては、9 月30日における負担金の清算額でございます。同じく節 7 教育費雑入で図録売払収入は84冊、8 万3,800円の売払収入でございます。町史売払収入20万4,690円は、町史36冊、送料6,690円、ふるさと史話18冊分の収入でございます。同じく節 7 教育費雑入の文化会館喫茶室電気、上下水道使用料は87万574円となっております。

少し前後しますが、20ページをお願いいたします。

款19諸収入、項 4 雑入、目 1 雑入、節 1 総務費雑入のうち、成人病検診共済組合助成金93万7,865円は、25歳以上の共済組合員の成人病検診に対する助成で、受診職員183人分

でございます。団体生命共済配当金39万5,930円につきましては、職員死亡弔慰金の保険に係る16年度分の精算還付金であります。事務の見直しにより、17年度より本制度への加入を取りやめております。職員厚生会清算還付金200万6,983円につきましては、平成17年8月10日に役員会で解散が決定された職員厚生会の清算に伴う剰余金であり、一般会計に編入したものでございます。

22ページをお願いいたします。

款20町債、項1町債、目1衛生債、節1水道債については、老原浄水場高度浄水整備事業に出資するために起こした町債で、1億6,010万円の起債でございます。

以上で平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国保事業の運営に必要な経常的な経費で、人件費と物件費等2,947万9,233円を支出しております。前年度より職員の異動等で227万9,588円減少いたしております。

目2連合会負担金は、県国保連合会負担金として被保険者割と会員平等割の合計額37万3,816円を支出しております。

項2徴税費、目1賦課徴収費、国保税の賦課及び徴収事務の経常的な経費として379万9,225円を支出しております。前年度より役務費の通信運搬費等の増で97万6,845円増加いたしております。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は8億232万7,858円で、前年度より件数で944件増加、保険者負担分で218万7,712円増加しております。

目2退職被保険者等療養給付費は6億5,138万2,485円で、前年度より件数で

6,510件の増加、保険者負担分で1億1,151万8,213円増加しております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は8,207万828円で、前年度より件数で39件減少、保険者負担金分で738万1,460円減少いたしております。

目2退職被保険者等高額療養費は5,914万3,433円で、前年度より件数で129件増加、保険者負担分で983万4,356円増加いたしております。

9ページをお願いいたします。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は1,440万円で、前年度より件数で7件減少、保険者支給額で210万円減少いたしております。1件当たりの支給額は30万円でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は504万円で、前年度より件数で3件増加、保険者支給額で9万円増加いたしております。1件当たりの支給額3万円でございます。

款3老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金は、本年度概算医療費拠出金額に前々年度の精算分を加えた額5億202万3,231円を拠出してしております。前年度より5,193万6,013円減少いたしております。これは老人保健医療対象者の減少によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款4介護納付金は、第2号被保険者1人当たりの負担額4万5,054円に被保険者数3,136人を乗じた額に前々年度の精算額及び調整金額1,972万8,123円を加算して算出しております。本年度の介護納付金は1億6,101万7,467円で、前年度より2,651万3,249円増加しております。増加の要因は、第2号被保険者の増加と1人当たりの負担額等の増加によるものでございます。

款5共同事業拠出金は、過去3カ年度の一般被保険者の医療費の総額をもとにして、太子町が兵庫県下の医療費に占める割合に応じて拠出してしております。70万円以上の医療費が対象になっております。本年度の拠出金は

3,860万4,324円で、前年度より169万7,358円減少いたしております。

款 6 保健事業費の支出の多くは、国保総合健康づくり支援事業に要した費用であります。本年度の新規事業としまして、日常生活に取り入れやすい運動の一つであるウォーキングを効果的に実施できるよう、各小学校区において教室を開催するとともに、町民の健康への意識啓発を目的に、健康講演会を開催いたしております。本年度は403万3,422円を支出いたしております。前年度より75万1,305円減少いたしております。

11ページをお願いいたします。

款 7 基金積立金は、国保財政調整基金から生じた預金利子780円を基金に積み立てしております。平成17年度末現在の基金積立金は、27万78円となっております。

款 9 諸支出金、目 3 償還金は、平成16年度の一般被保険者に係る医療費の精算により、療養給付費負担金1,170万3,659円を返還いたしております。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税は総額 7 億2,570万2,157円で、前年度より1,434万8,738円増加しております。現年課税分は一般分、退職分とも増加しております。医療分と介護分を合わせた一般分現年課税分は 4 億7,440万1,315円で、前年度より113万5,858円増加いたしております。滞納繰越分は医療分と介護分を合わせた一般分は3,878万8,542円で、前年度より 5 万3,336円増加いたしております。一方、医療分と介護分を合わせた退職分現年課税分は 2 億862万4,082円で、前年度より1,189万3,163円増加いたしております。滞納繰越分は388万8,218円で、前年度より126万6,381円増加いたしております。

4 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金、目 1 療養給付費等負担金の現年度分は 4 億9,832万9,340円で、前年度より7,578万807円減少いたしております。減

少の要因は、国の三位一体改革により、現年度分の定率国庫負担が40%から36%に引き下げられたことによるものであります。引き下げ分の 4 %は、県の財政調整交付金として国より税源移譲されております。また、老人保健医療対象者の減少に伴い、老人保健医療費拠出金の本年度概算医療費が減少したことにより大幅に減少いたしております。

目 2 高額医療費共同事業負担金は、国保連合会が実施する高額医療費共同事業に対して、国、県はその事業に要する拠出金の費用の一部を負担することになっております。国、県の負担率はそれぞれ 4 分の 1 で、987万2,683円であります。県の高額医療費共同事業負担金も同額でございます。

項 2 国庫補助金の普通調整交付金は 1 億4,413万円で、国の三位一体改革により交付率が10%から 9 %に引き下げになっております。引き下げ分の 1 %は、県の財政調整交付金として国から税源移譲されております。このことにより、前年度より2,172万9,000円減少いたしております。特別調整交付金は、保健事業で実施した国保総合健康づくり支援事業、医療費通知事業並びに収納率向上対策事業に対して889万1,000円の交付を受けております。

款 4 療養給付費等交付金は現年度分 5 億9,571万5,000円で、退職被保険者の増加に伴い、保険給付費が増加したことにより、前年度より 1 億18万6,000円増加しております。また、過年度精算分として1,253万4,782円の交付を受けております。

款 5 県支出金の普通調整交付金及び特別調整交付金は、国の三位一体改革により、国から県に税源が移譲され、新たに制度が創設されました。交付率は、普通調整交付金が 4 %、特別調整交付金が 1 %であります。普通調整交付金5,197万6,000円の交付を受けております。また、特別調整交付金は、健康づくり事業の実施に対して1,066万6,000円の交付を受けております。

5 ページをお願いいたします。

款 6 共同事業交付金は、平成17年 1 月から12月までの70万円以上の高額医療件数92件に対して、国保連合会より2,286万3,982円の交付を受けております。前年度より件数は31件減少、交付金は1,345万9,375円減少しております。

款 8 繰入金は総額 2 億8,510万2,849円で、前年度より307万918円の増加をしております。繰入金の内訳は、法定繰入金が保険基盤安定繰入金等で 1 億2,370万2,849円、法定外繰入金はその他一般会計繰入金が 1 億6,140万円であります。

6 ページをお願いいたします。

款 9 繰越金、目 2 その他繰越金は3,446万2,789円で、前年度より322万3,340円増加いたしましたしております。

歳入総額24億2,114万9,084円に対し、歳出総額は23億8,891万2,501円で、歳入歳出差し引き額及び実質収支額3,223万6,583円となりました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。認定第 4 号平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

6 ページの歳出からお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費3,446万4,385円につきましては、介護保険担当職員給与 4 名分と平成18年度から平成20年度までの第 4 次老人保健福祉計画及び第 3 期介護保険事業計画策定委託料、平成17年10月から施行された介護保険施設における居住費、食費の保険適用外と平成18年度から施行により、保険料の見直しの介護保険システム改修委託料でございます。

目 2 連合会負担金13万2,120円につきましては、国保連合会会員負担金均等割 4 万1,310円、第 1 号被保険者割 9 万810円でございます。

7 ページをお願いいたします。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費、節12役務費85万8,835円につきましては、介護保険料納

付書、賦課決定通知書、納付証明書外の郵送料でございます。

項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費、節 1 報酬271万2,500円については、介護認定審査会の委員報酬であります。認定審査会を44回開催し、延べ930件の審査をし、平成18年 3 月末現在では、740人の要介護、要支援と認定された方がおられます。節13委託料22万7,500円につきましては、平成18年 4 月から要介護認定区分の見直しに先立ち、要介護認定モデル事業の認定支援システム改修委託料でございます。

目 2 認定調査費、節12役務費424万6,584円につきましては、主治医意見書の作成手数料でございます。新規の住宅174件、施設160件、継続の在宅515件、施設93件、計942件の手数料でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護諸費、目 1 介護サービス費については、要介護 1 から 5 と認定された方への居宅介護サービス給付費として延べ6,997人、4 億1,996万8,509円、施設介護サービス給付費として延べ1,796人、5 億1,853万5,994円、居宅介護福祉用具購入費として延べ62名、144万9,702円、居宅介護住宅改修費として延べ29人、280万4,565円、居宅介護サービス計画給付費として延べ3,446人、2,951万2,592円、特定入所者介護サービス費として延べ437人、1,245万2,880円を支出しており、合わせて 9 億8,472万4,242円でございます。

8 ページをお願いいたします。

目 2 支援サービス費については、要支援と認定された方への居宅支援サービス給付費として延べ2,593人、6,104万3,702円、特例居宅支援サービス給付費として延べ 1 人、2 万8,350円、居宅支援福祉用具購入費として延べ16名、35万4,033円、居宅支援住宅改修として延べ23人、292万8,772円、居宅支援サービス計画給付費として延べ1,946人、1,656万8,540円、特定入所者支援サービス費として延べ 5 人、1 万1,540円を支出しており、合わせて8,093万4,937円であります。

目 3 審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査業務の手数料として延べ 1 万 6,759 件分、150 万 4,382 円を支出しております。

目 4 高額介護サービス費については、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費で、延べ 1,101 人分で 689 万 1,445 円を支出しております。

款 3 財政安定化基金拠出金、項 1 財政安定化基金拠出金、目 1 財政安定化基金拠出金 100 万 9,155 円につきましては、市町の介護保険財政が安定的に運営されるよう県の基金に積み立てるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

款 6 諸支出金、項 1 償還金、目 1 償還金については、平成 16 年度保険給付費の精算の結果、介護給付費交付金返還金 806 万 2,225 円、介護給付費負担金返還金 605 万 9,651 円を支出しております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 介護保険料の収入済額については、節 1 現年度分として特別徴収保険料 4,383 人、1 億 7,237 万 5,200 円、普通徴収保険料 995 人、2,919 万 2,900 円、節 2 滞納繰越分保険料として 33 人、56 万 450 円の収入済みであり、合計で 2 億 212 万 8,550 円であります。また、収入未済額については、現年度分と滞納繰越分を合わせて 144 人、684 万 3,170 円となっており、徴収率は 96.6% であります。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金として 2 億 1,644 万 6,000 円の収入済みであります。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金として 3,568 万 9,000 円、目 2 事務費交付金として 103 万 6,000 円、それぞれ収入済みでございます。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金として 3 億 4,683 万 7,000 円の収入済みでございます。

4 ページをお願いいたします。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金として 1 億 3,527 万 9,000 円、項 2 委託金、目 1 総務費委託金として 1 万 1,000 円、項 3 財政安定化基金支出金、目 1 財政安定化基金交付金として 44 万 4,041 円、それぞれ収入済みでございます。

款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金として 10 万 7,208 円の収入済みであります。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金として 1 億 8,728 万 9,216 円、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金として 1,084 万 29 円を繰り入れております。

款 8 繰越金については、前年度繰越金として 21 万 1,456 円を計上いたしております。歳入合計 11 億 3,647 万 4,196 円、歳出合計 11 億 3,582 万 6,792 円、歳入歳出差し引き額 64 万 7,404 円で、実質収支額が 64 万 7,404 円となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（熊谷直行） 助役、ちょっと待ってくださいね。

暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時 56 分）

（再開 午後 2 時 09 分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

助役。

○助役（八幡儀則） 認定第 5 号平成 17 年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を申し上げます。

歳出から申し上げます。5 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、目 1 一般管理費は、人件費と物件費であります。医療事務専門員として雇用しておりますレセプト点検嘱託職員 1 名の人件費でございます。物件費といたしましては、兵庫県国民健康保険団体連合会に委託しております老人保健医療事務共同電算処理委託料、受給者への医療費通知、高額医療費の

お知らせ等に係る費用、第三者求償事務取扱手数料でございます。第三者求償事務取扱手数料22万7,535円につきましては、歳入の第三者納付金に対する手数料で、損害賠償額の5%相当額と消費税でございます。

款2 医療諸費、目1 医療給付費は17億8,746万8,352円でございます。前年度より2,289万5,031円、1.26%の減少でございます。老人保健の受給者は平成18年3月31日現在2,614人でございます。1人当たりの費用額は68万3,806円で、3.42%の増加、1件当たりの費用額は2万7,897円で、0.91%の減少となっております。

目2 医療費支給費は2,721万2,206円で、前年度より107万9,532円、3.97%の減少であります。これは高額医療費の支払い額の減少によるものでございます。

目3 審査支払手数料は713万7,317円で、前年度より4万9,498円、0.69%減少いたしております。

続きまして、3ページの歳入をお願いしたいと思います。

款1 支払基金交付金、目1 医療費交付金は10億7,149万3,165円で、前年度より6,583万3,835円、5.79%の減額となっております。これは平成14年10月の老人保健法の改正により、医療費に係る交付金の負担割合が17年10月から58%から54%に減ったためでございます。

目2 審査支払手数料交付金は、社会保険診療報酬支払基金審査支払手数料交付金としまして694万6,811円で、前年度とほとんど変わりありません。

款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 医療費負担金は4億8,179万9,196円で、前年度より2,137万8,735円、4.64%の増額となっております。これは医療費に係る交付金の負担割合が17年10月から600分の168から600分の184に増えたためでございます。

項2 国庫補助金、目1 事務費補助金は、国庫事務費補助金としまして老人医療費適正化推進事業事務費補助金88万円がございします。

前年度より12万1,000円、15.94%の増額となっております。これは今年度より第三者行為の求償取扱手数料も対象になったためでございます。

款3 県支出金、目1 医療費負担金は1億2,348万5,378円で、前年度より820万4,465円、7.12%の増額であります。これは医療費に係る交付金の負担割合が17年10月から600分の42から600分の46に増えたためでございます。

款4 繰入金につきましては、1億3,924万6,000円となりました。繰入金の額は前年度に比べて781万5,000円の増額でございます。

次に、4ページをお願いしたいと思います。

款5 繰越金につきましては、前年度繰越金660万2,155円となりました。繰越金の額は前年度に比べて1,365万2,567円の減額であります。

款6 諸収入といたしましては、交通事故の被害者としての4名分の第三者納付金433万8,087円がございました。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

認定第6号平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の詳細説明を申し上げます。

まず、4ページの歳出をお願いいたします。

款1 墓園事業費、目1 の一般管理費の1,363万9,137円ですが、主に一般会計への繰出金として1,351万7,000円と墓園管理料の納付書郵送料としての役務費7万5,055円でございます。

目2 の墓園管理費780万4,603円ですが、除草作業、ごみ処理等の清掃管理委託や樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植栽管理委託、また自治会への車どめ開閉業務委託として559万6,900円と、平成16年度の下水道への接続工事に伴う舗装復旧工事として23万円が主な歳出となっております。また、墓所返還金159万5,000円は、祭祀を継ぐ者が遠方へ

転居し、将来的に維持管理が困難になるなどの理由で4基の返還によるものでございます。

次に、3ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1使用料及び手数料の墓園使用料は1,683万円で、永代使用料22基分でございます。平成17年度末の応募状況は815基であります。墓園手数料につきましては、807基分の548万9,500円でございます。

款2の繰越金につきましては、前年度繰越金として271万4,515円となっております。

また、款3の諸収入につきましては、預金利子として7,683円となっております。

以上で平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私の方から認定第7号平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

それでは、6ページの歳出からお願いいたします。

款1下水道費、目1一般管理費の節19負担金補助及び交付金で、次のページにあります揖保川流域下水道維持管理負担金でございますが、15年度から単年度精算となっております。負担水量は315万818.78立方メートルに対しまして1億5,278万3,212円の支出となっております。1立方メートル当たりの単価は当初58円を予定しておりましたが、精算によりまして48円強となっております。

次に、目2公共下水道事業費の節13委託料につきましては、揖保川流域関連太子町公共下水道事業計画の変更申請に係る業務委託、平成17年度に施行しました面整備の家屋事前調査、下水道工事に伴う文化財発掘調査委託及び情報化システム作成委託、合計しまして1,079万5,655円の支出でございます。節14使用料及び賃借料において、糸井地内の下水道

管布設工事に伴います仮設道路設置により、土地の一時賃借料82万6,150円を支出しております。

次に、8ページをお願いいたします。

節15工事請負費でございますが、平成16年度面整備工事箇所の舗装復旧工事、平成18年度供用開始地区の松尾、松尾住宅、広坂、鷓鴣飼、王子、松ケ下、上太田、糸井、美原台及び山田地内等の下水道管布設工事、糸井、山田、上太田地内のマンホールポンプ設置工事等で総額14億7,301万4,364円の支出となっております。これによりまして、平成18年3月31日より73ヘクタールの区域で供用開始をしておりまして、人口普及率は99.71%となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

節22補償補填及び賠償金につきましては、汚水管理設工事に支障となります上水道移設補償費、下水道工事跡の塀等の補償、合わせて2億2,195万6,050円の支出となっております。

続きまして、目3流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金につきましては、揖保川流域下水道建設負担金としまして、流域の事業費から国庫補助分及び県費負担分を除きました事業費に対しまして関係3市1町が負担するものでございます。管渠につきましてはその7.44%、処理場につきましてはその9.82%が太子町の負担割合となっております。平成17年度におきましては、B系の10分の3系土木建築工事の繰越分、水処理機械設備工事、水処理電気設備工事等の負担で4,873万2,191円となっております。また、県移管に伴う償還金負担としまして、兵庫西流域下水汚泥処理事業負担金として2,373万2,669円の支出となっております。前年度比約380万円の減となっております。

次に、款2公債費、目2利子につきましては、長期債利子償還金として4億4,002万7,815円、一時借入金の利子としまして6億円を借りました利子で30万273円の支出となっております。前年度比約1,280万円の増で

ございます。

続きまして、3ページの歳入をお願いします。

款1分担金及び負担金、目1下水道費負担金につきましては、平成18年4月に供用開始を予定いたしております区域の受益者負担金でございます。4,902万7,700円を収入いたしております。そして、系井地内下水道管布設工事に係る姫路市分の工事負担金としまして461万4,600円を収入いたしております。次に、節2過年度負担金につきましては、収入済額が181万100円となっております。

款2使用料及び手数料、目1下水道使用料、節1の現年分の下水道使用料といたしましては、有収水量268万211立方メートルに対しまして収入済額が3億5,392万6,638円となっております。対前年度比、水量では8%、使用料金では7%の増となっております。節2過年度使用料につきましては、417万3,531円の収入済みとなっております。

次に、項2手数料、目1下水道手数料につきましては、公認業者、責任技術者の新規登録手数料が84万円、公認業者更新手数料が31社で93万円、責任技術者更新手数料が8万円、納付証明等の手数料が4,600円、合計しまして185万4,600円となっております。

款3国庫支出金、目1下水道費国庫補助金につきましては、現年、繰越分合わせまして公共下水道事業補助金としまして5億5,000万円でございます。これは先ほど歳出のときに説明させていただきました工事請負費や事務費等に充当しております。

次に、4ページをお願いします。

款4繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金が7億3,105万9,000円となっております。対前年比8,719万円の増となっております。

款6諸収入、目1雑入においては、平成16年度の消費税申告によります消費税還付金と賦課加算金を合わせまして3,439万6,338円、2個目の公共ます追加設置費としまして42個分399万円、20件実施しました制

限つき一般競争入札時の設計図書売り払いとしまして46万7,793円の収入済みとなっております。

款7町債、目1下水道債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び平成17年度に申請しました資本費平準化債を含めまして12億9,560万円の収入済みとなっております。前年度比1億790万円の減となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第8号平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

3ページの歳入からお願いいたします。

款1使用料及び手数料、目1下水道使用料は、有収水量5万8,097立方メートルに対しまして、使用料単価が1立方メートル当たり200円でございますので、1,161万9,400円の収入済みとなっております。対前年度比、有収水量では6,795立方メートルの増、使用料では187万2,020円の増額となっております。

款2繰入金、目1一般会計繰入金につきましては1億5,771万7,000円となっております。対前年度比では1,449万6,000円の減額となっております。

款5町債、目1下水道債につきましては、流域下水道事業債でございます。流域下水道建設事業の前処理場会計負担分340万円でございます。

次に、5ページの歳出をお願いいたします。

目1前処理場管理費の節11需用費の消耗品でございますが、硫化水素対策といたしましてpH調整のための苛性ソーダ購入費としまして78万8,664円の支出でございます。前年比約22万円の減となっております。また、光熱水費の電気料は451万5,882円の支出となっております。節13委託料につきましては、前処理場運転管理業務委託料としまして6,048万円の支出でございます。前年比約500万円の減となっております。節19負担金

補助及び交付金の揖保川流域下水道維持管理負担金は、排水量 8 万 1,031 立方メートルに對しまして 826 万 5,561 円の支出となっています。対前年比、水量では 6,804 立方メートルの減となり、負担金では約 139 万円の減額となっております。1 立方メートル当たりの単価は、当初 119 円を予定しておりましたが、精算により 102 円となっております。

次に、6 ページをお願いします。

目 2 流域下水道事業費につきましては、平成 12 年度より流域下水道建設負担分を下水道特会と計画処理水量によりまして案分しております。その負担金は 496 万 7,098 円となっております。また、兵庫西流域下水污泥処理委託事業の県移管に伴います償還金の負担としまして 323 万 6,272 円を支出しております。

また、これまで焼却污泥量により請求があり支払っておりましたが、この移管に伴いまして脱水ケーキの予定污泥量により負担金として納付しておまして、年度末に精算となっております。搬出した污泥焼却量は 161.52 トンに對しまして、その負担金は 340 万 1,915 円となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

次に、認定第 9 号平成 17 年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算報告書の 1 ページから 4 ページまでは収益的収支及び資本的収支について予算との対比で消費税込みで作成しております。

1 ページ、2 ページの収益的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、事業収益において予算額 4 億 7,025 万 1,000 円に對し決算額 4 億 8,306 万 2,415 円となり、1,281 万 1,415 円の増収となりました。この主な要因としては、給水収益の増、新規申し込みによる加入金等の増でございます。

一方、支出の状況は、事業費用において予算額 5 億 1,235 万 2,000 円に對しまして決算額は 5 億 3,347 万 6,952 円となり、不用額は の

2,112 万 4,952 円となりました。この主なものとしましては、営業費用の固定資産除却費で大幅な増によるものでございます。備考欄には消費税に係る表示としておまして、消費税還付額は 1,829 万 5,590 円となっております。

3 ページ、4 ページの資本的収入及び支出をお願いします。

収入の決算状況は、予算額 7 億 6,502 万 5,000 円に對し決算額 7 億 3,795 万 3,500 円で 2,707 万 1,500 円の減でございます。この理由といたしましては、建設改良費の減額に伴う工事負担金の減でございます。

一方、支出においては、予算額 10 億 5,157 万 3,000 円に對し決算額 10 億 3,056 万 8,649 円となり、不用額 2,100 万 4,351 円になりました。この主なものとしまして執行残額及びコスト縮減等によるものでございます。

資本的収入額 7 億 3,795 万 3,500 円が資本的支出額 10 億 3,056 万 8,649 円に對して不足する額 2 億 9,261 万 5,149 円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,157 万 5,926 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 1,697 万 6,406 円と当年度分損益勘定留保資金 4,406 万 2,817 円で補填しております。

詳細内容につきましては、収益的収入及び支出は 21 ページ以降に税抜きで掲載しております。また、資本的収入及び支出については 29 ページ、30 ページに税込みで掲載しております。

次に、5 ページをお願いいたします。

資金収支表でございます。平成 17 年度の 1 年間に受け払いのありました事業資金の項目別明細でございます。

受入資金の内訳は、前年度からの繰越金が 10 億 1,566 万 448 円、事業収益は 4 億 2,223 万 1,700 円、資本的収入では 6 億 1,400 万 6,450 円、未収金では平成 16 年度末の未収金 3 億 3,801 万 6,894 円を収納しており、預かり金 3 億 9,708 万 4,042 円は徴収事務を受託しております下水道使用料でございます。

一方、支払い資金の内訳でございますが、

事業費用においては3億2,398万4,264円、資本的支出では2億3,217万5,749円が支払い済みでございます。そして、平成16年度の未払金を10億2,331万5,065円、下水道使用料としての預かり金を3億4,562万5,574円を支払っております。

総受入資金27億8,699万9,534円に対し総支払い資金19億2,562万65円となり、差し引き額8億6,137万9,469円を平成18年度へ繰り越ししております。この額は9ページの貸借対照表流動資産の現金預金の額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

平成17年度損益計算書で、収益的収支を項目別に税抜きで精算したものでございます。営業収益4億5,816万8,674円から営業費用4億7,638万7,905円を差し引いた営業損益は1,821万9,231円で、これに営業外収益194万2,580円と営業外費用4,628万9,831円を加減した経常損失は6,256万6,482円となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は6,357万6,726円となりました。前年度繰越欠損金2,623万9,651円を加算いたしますと、当年度未処理欠損金は8,981万6,377円となっております。

次に、7ページ、8ページの剰余金計算書をお願いいたします。

利益剰余金の部では減債積立金、建設改良積立金において前年度繰入額及び当年度処分額はありません。利益積立金においては、欠損金の処理のため578万3,822円を処分しております。利益剰余金積立合計は4億1,308万5,576円となっております。欠損金は、前年度欠損金処理計算を行った額の再計上でありまして、繰越欠損金として2,623万9,651円であります。

8ページの資本剰余金の部でございます。

1、受贈財産評価額の当年度発生高は、16ページ、17ページの受贈財産評価額内訳明細書のとおりで、宅地開発等による寄贈された配水管、配水支管等12件の評価額でございます。

2、工事負担金の当年度発生高は、資本的

収入で受け入れた工事負担金であり、当年度処分額については特定収入に伴う課税仕入れに係る消費税額であります。

4、国庫補助金については、当年度発生高は資本的収入で受け入れた水源整備費国庫補助金であり、課税仕入れに係る消費税額を処分額として計上しております。繰越資本剰余金は48億839万4,550円でございます。

次に、平成17年度欠損金処理計算書（案）でございます。当年度未処理欠損金8,981万6,377円は、地方公営企業法第32条の2及び同法施行令第24条の3第1項の規定により利益積立金を繰り入れして欠損処理をしますが、今年度は利益積立金繰入額がありませんので、8,981万6,377円を翌年度繰越欠損金処理といたしたいので、よろしくお願いいたします。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

平成17年度末現在の貸借対照表でございます。これは企業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。平成17年度中の事業活動から生じた資産、負債、資本の増減を計上したもので、1、固定資産の有形固定資産については資本的支出に揭示されたものが各項目別に計上しており、明細については31ページ、32ページの固定資産明細書に掲げてあるとおりでございます。

次に、2、流動資産の1、現金預金8億6,137万9,469円は、先ほどの5ページ、資金収支表の翌年度繰越資金の額と一致いたしております。

2、未収金は、平成18年3月31日現在で3億5,929万7,616円であり、この主なものとしましては、営業未収金4,532万9,953円のうち水道料金2,471万9,431円、加入金145万9,500円、その他73万8,126円、他会計負担金1,841万2,896円であり、その未収金として下水道工事に伴う水道管移設工事負担金等で2億2,119万5,300円、国庫補助金として高度浄水施設整備事業に係る補助金7,475万5,000円

でございます。

3、有価証券につきましては、資産運用といたしまして公社債等に投資しております現在高でございます。

次に、3、繰延勘定については、水道施設管理システムの構築費を5年以内に償却するもので、その未償却残高でございます。

資産の合計額は80億5,936万4,121円でございます。

10ページの負債の部ですが、4、流動負債、1、未払金 8 億622万6,732円のうち営業費用未払金としての主なものとして、西播磨水道企業団からの受水費475万2,508円、動力費の電気代224万2,678円、建設改良費未払金の主なものとしては、老原浄水場膜ろ過施設建設工事に係る管理委託料1,938万7,300円と施設工事請負費 5 億1,828万650円、下水道工事に伴います配水管移設工事の工事請負費として 2 億6,072万4,950円でございます。

2、預かり金5,145万8,468円は、下水道使用料でございます。

次に、資本の部です。

5、資本金、1、自己資本金については地方公営企業法施行令第25条の規定に基づいて積立金の処分額及び法適用時の一般会計から引き継いだ額の累計です。

2、借入資本金は企業債の未償還残高です。これにつきましては最後の36ページ、企業債明細書に掲げてあります。

6、剰余金については、先ほどの7ページ、8ページでご説明申し上げたとおりでございます。

以上が資産、負債、資本の状況でございます。資産と負債、資本の合計額がそれぞれ80億5,936万4,121円となり、バランスがとれております。

次に、11ページをお願いいたします。

これから以降は決算の附属書類でございます。

事業報告でございますが、平成17年度の経営及び事業実施の概要を文書で表現しております。

12ページ、2、議会議決事項は、平成17年度中に議会へ提出させていただいた議案でございます。

4、職員に関する事項は、平成18年3月末現在の職員を職階級に掲げております。

次に、13ページから15ページは、建設改良工事を掲げておりまして、資本的支出の水源整備費及び配水施設改良費の明細でございます。

16ページ、3、保存工事の概況ですが、これは漏水修理等の件数でございます。17年度は75件行っております。

受贈財産評価額内訳明細書については、先ほどの資本剰余金のところで申し上げたとおりでございます。

18ページ、3、業務でございます。

業務量は前年度対比で掲げております。用途別給水量では、第1種家事用が0.6%の増、第2種業務用では8%の減、第3種工場用でも0.5%の減となり、全体として1.1%の減となっております。今後の水需要についても、節水意識の定着、節水機器の普及、産業構造の変化等により減少傾向にあると考えております。

19ページ、2、事業収入に関する事項、3、事業費に関する事項は前年度との対比でございます。事業収入では、給水収益の水道使用量の減により全体として734万7,027円、1.6%の減額でございます。一方、事業費では、営業費用が4.7%の増、営業外費用が0.2%の増、特別損失が34.9%の減により、全体として2,078万6,718円、4.1%の増となっております。

20ページ、4、会計でございます。事業契約につきましては、クリプトスポリジウム予防対策として老原浄水場の整備事業の膜ろ過施設建設工事の着手、完成によるものであります。

企業債及び一時借入金の概要ですが、これは企業債の借り入れ状況でございます。借入総額19億9,410万円で、平成17年度末現在の未償還残高は12億4,768万1,139円となっ

ております。

次に、21ページをお願いします。

これからは収益費用の明細です。主なところのみ申し上げます。

給水収益、水道使用料は対前年度比795万4,475円の減収となり、その他の営業収益、営業外収益ではほぼ前年度並みであり、事業収益としては前年度対比734万7,027円の減収でございます。

23ページからは事業費用でございます。

原浄水費の委託料では、水質検査を関係法令の定めにより、一般検査を毎月龍野健康福祉事務所で、原水及び供給水の全項目等は東邦微生物病研究所、県立健康環境科学研究センターで実施いたしております。水質検査結果は、いずれも水道法に定める水質基準値以下でありました。検査費用は、法改正により項目の増により、前年度対比259万6,334円の増です。

24ページ、修繕費においては、各水源地の電気、機械等施設の点検により不良及び故障箇所の取りかえ修理を行い、安定供給に努めました。主なものとして、吉福水源地の濃縮槽かき寄せ機の塗装、高圧用開閉器の取りかえ等で、前年度対比85万7,712円の増となっております。

動力費は、全施設の電気使用量として307万8,421キロワットでございますが、夜間電力の活用により電気料金の節減を図り、前年度対比35万2,234円の減額となっております。

受水費につきましては、西播磨水道企業団から年間20万3,000トン、兵庫県企業庁から日最大2,000トン、年間51万1,000トンを受水し、安定供給に努力しております。

なお、西播磨水道企業団からの受水については、平成17年度から水需要の減少等により10万トンの減量協定をし、前年度対比950万9,999円の減額となっております。

次に、配水費、節調査費については、町内の総配水管延長約19キロメートルの漏水調査を実施し、取水栓漏水、給水管漏水、分水栓

漏水等の漏水箇所8カ所を発見し、漏水防止に努めました。

25ページ、給水費、26ページの総係費は特に変わったところはありません。

27ページ、目減償却費については、地方公営企業法施行規則第8条による償却方法等を採用しており、前年度対比では548万3,511円の減額となっております。

目資産減耗費、節固定資産除却費につきましては、老原水源地施設の取り壊し、下水道管布設工事による比較的新しい管を除却している関係で、前年度対比では3,781万8,817円の増額となっております。

28ページ、目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息として財務省財政融資資金19件分、2,739万7,709円、公営企業金融公庫21件分、1,093万2,122円、合計で3,832万9,831円を支払っており、前年度対比10万8,447円の増となっております。

目繰延勘定償却につきましては、水道施設管理システム構築費を5年で償却しております。

次に、29ページの資本的収入及び支出をお願いします。

資本的収入でございます。目工事負担金につきましては、下水道工事、給水工事関係、消火栓設置等で2億1,449万8,500円でございます。高度浄水施設整備事業の財源充当として、目企業債は2億8,860万円を、目一般会計支出金は1億6,010万円を、目国庫補助金は7,475万5,000円を受け入れております。

30ページの資本的支出でございます。

目水源整備費として、老原浄水場膜ろ過施設建設工事に係る関係経費として、委託料、工事請負費で5億5,266万7,950円を支払っております。

目配水施設改良費の工事請負費につきましては、13ページから15ページの2、改良工事の16件分、3億7,498万200円を支払っております。

目固定資産購入費では、機械及び装置購入費として吉福水源地ほかの施設の機械及び装

置等に老朽化による不具合等が生じたため更新しております。車両及び運搬具購入費につきましては、公用自動車を2台更新をしております。

目企業債償還金につきましては、財務省財政融資資金19件分の6,881万7,683円、公営企業金融公庫14件分の451万4,510円を支払っております。

31ページ、32ページは固定資産明細書でございます、9ページ、10ページの貸借対照表の資産の部の明細でございます。

33ページは事業費用に掲げている科目ごとの人件費の明細でございます。

34ページは款事業費用5億2,387万24円の節ごとの構成費でございます。

35ページは補てん財源明細書でございます。これは資本的収入が支出に対して不足する額等に補填する財源でございます、平成18年度へ繰り越す額は5億1,369万2,444円でございます。

36ページは企業債の明細でございます。

以上で平成17年度水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これで日程第17、認定第2号から日程第24、認定第9号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、平成17年度一般会計、特別会計及び企業会計の8会計決算については、法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

改發一郎代表監査委員。

○代表監査委員（改發一郎） それでは、お手許の決算審査意見書を読み上げさせていただきます。

平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査対象、平成17年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書

類。

2、審査期間、平成18年7月19日から平成18年7月31日まで。

3、審査の総括的意見、提出された決算書に基づき関係法規等の規定に従い予算執行がその目的に沿って運営されているか、また会計事務においては的確に執行されているか、例月出納検査の結果等を参考にして慎重に審査した結果、会計収支は正確であると認める。

4、審査の個別的意見。

(1)予算現額85億306万7,000円に対し、決算額は歳入84億2,446万6,752円、歳出82億7,143万2,529円で、差引額1億5,303万4,223円のうち翌年度への一般財源繰越明許費が1,269万3,000円あり、実質収支額は1億4,034万1,223円となっている。

執行状況を見ると、歳入では予算現額に対する収入割合は99.08%、調定額88億7,686万3,786円に対する収入割合は94.90%となっている。歳出では予算現額に対し97.28%の執行率となり、翌年度繰越額1,269万3,000円を差し引いた予算不用額は2億1,894万1,471円となっている。

(2)町税収入額は37億3,301万9,658円で歳入総額の44.31%（前年度38.74%）を占め、予算現額36億3,734万5,000円に対する割合は102.63%、調定額41億7,579万9,042円に対する割合は89.40%（前年度89.18%）の徴収率であるが、町たばこ税が5,650万4,457円減収となったにもかかわらず、徴収率は前年度より向上している。

収入未済額は4億3,225万3,132円で、前年度より1,521万5,526円減少した。また、不納欠損額は1,052万6,252円（前年度1,103万8,681円）を計上しているが、固定資産税の不納欠損額が昨年度より減少したが、法人町民税は増加している。

(3)町税と並んで一般財源の根幹をなす地方交付税は、普通交付税13億5,758万5,000円と特別交付税1億4,560万円が交付された。前年度と比較すると、普通交付税は1億

1,541万3,000円の減少、特別交付税では2,714万6,000円の減少となっている。臨時財政対策債振替相当額も1億2,150万円減少しており、普通交付税と合わせると2億6,405万9,000円の減となっている。

(4)その他、各款別の対前年度比較について、歳入歳出とともに各款ごとに対前年度比較を行い、別紙の「一般会計決算審査結果について」のとおり主な増減の内容をまとめたので、参照されたい。

口、町税の徴収について、自主財源の根幹をなす町税収入は、その比率においても収入総額の44.31%を占め、自主的なまちづくりの推進や安定的な財政運営に寄与する役割は非常に大きい。したがって、今後とも賦課徴収にあっては課税客体等の的確な把握を行うとともに、公平・適正な賦課徴収業務をより強力に徹底されたい。

平成17年度の我が国経済は、世界経済の回復を背景に輸出の増加が続いており、それを受けて民間設備投資も増加している。こうした状況により生産活動は回復し、企業収益が改善され、労働需要は改善基調にある。一方、格差社会の拡大や家計における社会保障負担等の増加もあり、個人消費の改善は鈍化傾向にあり、回復は厳しい状況である。

このような情勢下、本町にあっては自主財源の確保に一層専念しなければならず、税本来の公平性を深く認識し、新たな滞納の発生、不納欠損額、徴収未済額などの抑制に一層の努力を望むものである。10年以上にわたって低下していた町税の徴収率が17年度はわずかながらも前年比でアップしたことは、大口滞納者に対する納税相談会の実施や収税管理室の設置効果のあらわれと思われるが、今後も更なる徴収率アップを期待するものである。

八、財政運営について、普通会計ベースで平成17年度の経常収支比率は88.3%で、前年度より0.4%改善したが、財政がすぐさま健全化に向かうとは到底言えず、財政運営が厳しい状況に変わりはない。一方、人件費にあ

っては17億4,285万6,000円で、前年度より1億5,576万8,000円(8.94%)と激減したが、歳出決算額の縮小に伴い人件費比率は前年度の20.6%から0.5ポイント上がり21.1%となっている。公債費比率は15.2%で、これは前年度より0.1ポイント上がった。ここ何年間かは投資的事業を抑制した町政運営を実施したことから、前年度と比べると2億2,000万円余り減少している。

本町が選択した単独の行政運営を推進していくためには、税の徴収とともに太子町新行政改革大綱第3次を推進し、今後の長期財政運営についての改革を引き続き強く望むものである。

次に、各特会の審査意見でございます。

平成17年度兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査対象、平成17年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計、平成17年度兵庫県太子町介護保険特別会計、平成17年度兵庫県太子町老人保健特別会計、平成17年度兵庫県太子町墓園事業特別会計、平成17年度兵庫県太子町下水道事業特別会計、平成17年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計、以上の歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類。

2、審査期間、平成18年7月20日から平成18年7月24日まで。

3、審査の総括的意見、証拠書類もよく整理され、会計収支は正確であり、適正に処理されているものと認める。

4、審査の個別的意見。

国民健康保険特別会計。

(1)本年度歳入決算額は24億2,114万9,084円で、前年度と比較すると8,193万5,061円(3.38%)の増、歳出決算額は23億8,891万2,501円で、前年度と比較すると8,416万1,267円(3.52%)の増である。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億2,570万2,157円、国庫支出金6億6,122万3,023円、療養給付費等交付金6億824万9,782円、繰入金2億8,510万2,849円である。このうち療養給付費交付金は、退職者の

増加に伴い16年度より1億1,265万7,782円増となっている。

歳出の主なものは、保険給付費16億3,089万5,796円（前年比1億1,276万9,978円の増）、老人保健拠出金5億777万7,779円（前年度比5,204万3,195円の減）、介護納付金1億6,101万7,467円（前年度比2,651万3,249円の増）である。

保険給付費は歳出の68.27%（前年度65.87%）を占めており、継続した適正な運営が望まれる。また、老人保健拠出金は21.26%（前年度24.29%）となっている。

国民健康保険税の収入状況は、調定額に対し77.69%（前年度78.10%）で、前年度比0.41ポイント低下している。また、その不納欠損額は1,139万3,832円（前年度1,183万1,280円）、収入未済額は1億9,699万5,896円（前年度比930万7,321円の増）となっている。

(2)国民健康保険の被保険者数は年度末で1万368人を数え、加入世帯数も対前年度比3.44%増加して、年度末で5,370世帯である。保険給付費額は前年比で1億1,276万9,978円増で、昨年度と同様大幅な伸びとなっており、将来的な運営が憂慮される事態である。国民健康保険税の収入済額が1,434万8,738円（1.98%）の微増状態にとどまっている中、徴収率においては前年をさらに下回り、この会計のあり方を抜本的に見直すべき状況にあると思われる。納税者に目的税としての納付義務を促し意識づけを徹底するとともに、粘り強い徴収事務に努められることを切望する。

介護保険特別会計です。

本年度歳入決算額は11億3,647万4,196円で、前年度と比較すると184万803円（0.16%）の増、歳出決算額は11億3,582万6,792円で前年度と比較すると140万4,855円（0.12%）の増である。

歳入の主なものは、介護保険料2億212万8,550円、国庫支出金2億5,317万1,000円、支払基金交付金3億4,683万7,000円、県支出

金1億3,573万4,041円、繰入金1億9,812万9,245円である。介護保険料は、特別徴収対象者4,383人（前年度4,249人）、普通徴収対象者1,089人（前年度990人）と滞納繰越分普通徴収対象者117人（前年度107人）の延べ5,589人に対して調定額2億926万4,120円を計上し、96.59%（前年度97.36%）の徴収率である。

歳出の主なものは、総務費4,588万1,106円、保険給付費10億7,405万5,006円、諸支出金1,412万1,876円である。保険給付費については、介護サービス費9億8,472万4,242円（延べ利用者1万2,330人）、支援サービス費8,093万4,937円（延べ利用者4,579人）、1万6,759件に上る審査支払手数料150万4,382円、1,101件を数える高額介護サービス費689万1,445円が内訳である。

傾向としては介護サービス利用者が横ばいであるのに対し、支援サービス利用者の伸びが23.19%となっている。高齢化率が今後急激に高くなると見込まれる本町にあって、この会計の増大はやむを得ないものがあるが、支援サービス利用者を将来の介護サービス利用者の予備軍と仮定した上で、将来予測を十分に加味した財政計画を立て、それを毎年見直すことで安定的な健全財政が維持できるよう努められたい。

老人保健特別会計。

本年度歳入決算額は18億3,481万2,543円で、前年度と比較すると5,583万2,281円（3.04%）の減、歳出決算額は18億2,730万7,687円で、前年度と比較すると5,673万4,982円（3.10%）の減である。

当会計の被保険者の増加は社会的趨勢である。17年度年間平均被保険者2,548人は対前年度266人の減少である。今後も医療費等の増加が予測され、本会計へ拠出している国保会計、一般会計への財政負担は避けられないものと考えられる。今後とも町民の健康、福祉対策に十分に努められたい。

墓園事業特別会計。

墓所区画数1,401基に対して本年度契約実

績は22基で、4基の返還があったことから、累計は815基（残586基）となっている。総区画数に対しては58.17%の使用率である。平成15年度で地方債の償還が終了しているため、17年度は一般会計への1,351万7,000円の繰出金実績を上げている。今後も繰出しの実績が向上するよう永代使用契約の推進に取り組みたい。

下水道事業特別会計。

歳入については、調定額30億9,971万6,310円に対して収入済額30億6,541万5,359円で、収入率は98.89%（前年度98.86%）となっている。

歳出については、予算現額31億978万8,000円に対して支出済額30億1,735万3,516円で、執行率は97.03%（前年度90.96%）である。

収入未済額は、受益者負担金が2,778万3,500円（前年度2,701万5,900円）、延べ255人に対するもの、使用料が617万6,055円（前年度724万7,001円）となっている。使用料の不納欠損額は34万1,396円で21件に上っている。収入未済、不納欠損の減少を図るため、関係部署と協力し、早期の滞納整理に努められたい。

人口普及率は99.71%に達し、この1年間で7.08ポイント前進した。しかしながら、水洗化率は83.54%（前年度82.62%）と伸び率が鈍い。面整備事業が完了したので、今後は水洗化率アップを目指し、接続に関する啓発やPR活動に努められたい。

前処理場事業特別会計。

処理場施設は老朽化が進行する中で、皮革業界の恒久的な構造不況等により有収水量や処理水量の減少傾向が顕著である。老朽施設の稼働については細心の注意を払い、事故防止のために安全面の確保をするとともに、老朽による運転停止という緊急の場合も想定しておく必要があると思われるので、その場合の方法を流域下水道等の関係機関と十分な協議を実施されたい。

また、本会計は自主財源の乏しい財政構造

となっているので、さらに日常経費の節減に努力されたい。

次は、基金の運用状況の審査意見でございます。

平成17年度兵庫県太子町基金運用状況審査意見書。

1、審査対象、平成17年度太子町財政調整基金、平成17年度公共施設建設基金、平成17年度太子町土地開発基金、平成17年度減債基金、平成17年度太子メモリアルパーク管理基金、平成17年度太子町地域福祉基金、平成17年度太子町国民健康保険財政調整基金、平成17年度太子町介護給付費準備基金。

2、審査日、平成18年7月31日。

3、審査の総括的意見、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された平成17年度上記各基金の運用状況について審査した結果、規定された目的に沿って運用されており、適正に処理されているものと認める。

最後の水道事業会計の決算審査意見書でございます。

平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見書。

1、審査対象、平成17年度兵庫県太子町水道事業会計決算書、事業報告及び関係帳簿、証書類。

2、審査日、平成18年7月31日。

3、審査の総括的意見、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であると認める。

4、審査の個別的意見、本年度の事業収益は営業収益4億5,816万8,674円、営業外収益194万2,580円、計4億6,011万1,254円で、事業費用は営業費用4億7,638万7,905円と営業外費用4,628万9,831円の計5億2,267万7,736円で、差引き6,256万6,482円の経常損失となっている。特別利益18万2,044円及び特別損失119万2,288円、合わせて101万244円を加味した純損失は6,357万6,726円となり、

前年度繰越欠損金2,623万9,651円で処理し、本年度未処理欠損金8,981万6,377円を計上している。

資本的収支については、2億9,261万5,149円の不足額が生じているが、過年度分損益勘定留保資金2億1,697万6,406円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,157万5,926円及び当年度分損益勘定留保資金4,406万2,817円で補填している。下水道面整備に合わせて新しい管へ布設替えをしたことによる減価償却費と資産減耗費の増加が主因である。

給水量は、家事用の第1種は前年度比0.6%増加したが、第2種の業務用は8.0%減少、第3種の工場用も0.5%減少したため、給水収益は対前年度比795万4,475円(1.9%)減少している。有収水量は前年度比1.1%の減少となった。無収水量は0.1%増加したものの、無効水量は6.3%減少しており、下水道面整備に伴う老朽管布設替え等の効果が見受けられる。

水道料金未収金は2,471万9,431円(前年度1,825万861円)である。前年対比で未収金が増上しているが、これは大口利用者の最終分支払いが一般家庭と同じ2カ月毎の平成18年4月に変更されたためである。また、従来か

ら再三指摘していることであるが、永年に亘り未納を続けている悪質な滞納者に対して何ら支障なく水の供給が続けられているが、利用者の公平を期すためにも、速やかに法的措置を含めた断固たる対策を講じられたい。

17年度は老原浄水場膜ろ過施設の大型事業が完了した。さらに、有収率の向上を図るため、公共下水道事業の面整備と並行して配水管布設替えを実施してきたが、面整備の終了により老朽管及び石綿管の布設割合も大きく減少した。今後は水需要の低迷が懸念される中であって、多様化する水に対する住民ニーズにこたえ、事業報告によるように経費の節減を図り、水道事業の健全経営と良質な水の供給に努めるとともに、企業会計の安定的運営に引き続き努力されたい。

以上で各会計の決算審査報告を終わります。

○議長(熊谷直行) 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

(散会 午後3時17分)